

---

---

# 東海村農業振興計画

## <資料編>

---

---

平成27年11月

東海村

# 【目次】

◆資料1	策定経過	資-2
1-1	経過（検討委員会開催，パブリックコメント）	
1-2	東海村農業振興計画策定委員会設置要綱	
1-3	策定委員会委員名簿	
1-4	策定委員による提言	
1-5	ワークショップの開催	
◆資料2	東海村農業の概要	資-16
2-1	東海村農業の概要	
2-2	村内の営農実態マップ	
2-3	農振農用地図	
2-4	都市計画図（市街化区域と調整区域）	
2-5	東海村緑の基本計画に描かれた水系図，植物分布図	
◆資料3	営農モデル	資-30
3-1	効率的かつ安定的な農業経営の指標	
3-2	新規就農者の営農モデル	
◆資料4	東海村農業振興に関するアンケート調査結果	資-45
○	農家に対するアンケート調査の結果	
○	一般消費者に対するアンケート調査の結果	

## ◆資料 1 策定経過

### 1-1 経過

本計画の策定に当たっては、学識経験者や、農業にかかわる関係者、消費者等で構成する「東海村農業振興計画策定検討委員会」を設置し、様々な立場からの意見を踏まえつつ、計画を策定しました。

また、計画に広く市民の意見を反映させるため、平成 27 年 8 月 25 日～9 月 14 日にパブリックコメントを実施しました。

#### ○東海村農業振興計画策定検討委員会の概要

	開催日時	場所	議題
第 1 回	平成 26 年 11 月 14 日 (金) 13 時 30 分～15 時 30 分	東海村役場 行政棟 5 階 原子力視察研修室	1. 正副委員長の選任について 2. 農業振興計画の概要について 3. 今後の進め方について
第 2 回	平成 26 年 12 月 19 日 (金) 13 時 30 分～15 時 10 分	東海村役場 行政棟 5 階 原子力視察研修室	1. 第 1 回策定委員会の意見等について 2. アンケート調査の結果 3. 農業振興計画骨子案
第 3 回	平成 27 年 3 月 6 日 (金) 13 時 30 分～15 時 30 分	東海村役場 議会棟 2 階 201・202 委員会室	1. 東海村農業振興計画の策定に向けて (素案)
第 4 回	平成 27 年 5 月 25 日 (月) 13 時 30 分～15 時 30 分	東海村役場 行政棟 5 階 原子力視察研修室	1. 策定のスケジュールについて 2. 東海村の農業の将来について 3. 個別的な重点施策について 4. その他
第 5 回	平成 27 年 7 月 16 日 (木) 13 時 30 分～15 時 40 分	東海村立図書館 2F 研修室 3	1. 策定のスケジュールについて 2. 農業振興計画 (素案) について 3. その他
第 6 回	平成 27 年 11 月 19 日 (木) 13 時 30 分～15 時 30 分	東海村役場 行政棟 2 階 205 会議室	1. パブリックコメントの結果について 2. 農業振興計画完成の報告について 3. 今後の取り組みについて 4. その他

## 1-2 東海村農業振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 農業振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、東海村農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、村長に報告するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) その他振興計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農業団体の職員 6人以内
- (2) 農業関係者 9人以内
- (3) 商工関係者 2人以内
- (4) 消費者代表者
- (5) 住民の代表者 2人以内
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者 2人以内
- (8) 東海村建設農政部長
- (9) 東海村農業委員会事務局長
- (10) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から振興計画が策定された日までとする。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農業政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

### 1-3 東海村農業振興計画策定委員会委員名簿

H27. 4. 27 現在

	所 属	役 職	氏 名
1	東海村農業委員会	会 長	岩田 廣隆
2	東海坏土地改良区	理事長	村上 幹男 (小林 健)
3	真崎浦土地改良区	理事長	川崎 卓男
4	株式会社 照沼勝一商店	代表取締役	照沼 勝浩
5	農事組合法人 東海あくつ	代表理事	永井 一郎
6	農事組合法人 東海生産組合	代表理事	佐藤 次男
7	農事組合法人 東海村農業者クラブ 東海村ほしいも生産組合	代表理事 組合長	根本 一成
8	やまもり梨出荷組合	組合長	鈴木 哲夫
9	東海ぶどう組合	組合長	清水 政昭
10	東海村認定農業者連絡協議会	会 長	根本 正文
11	常陸農業協同組合 東海ファーマーズマーケット部会	部会長	藤戸 隆幸
12	東海村農業女性グループ連絡協議会	会 長	石橋美智代
13	東海村消費生活の会	—	佐藤 淑江
14	住民代表者	—	内藤 悟
15	住民代表者	—	小泉裕理子
16	イオンリテール株式会社	イオン東海店長	田中 拓
17	株式会社 カスミ	フードスクエア舟石川店長	和田 健一
18	茨城キリスト教大学	食物健康科学科 教授	川上美智子
19	常磐大学	地域政策学科 准教授	砂金 祐年
20	常陸農業協同組合	東海地区担当理事	関 誠一 (仲田 進)
21	常陸農業協同組合	ひたちなか地区 営農経済センター長	根本 浩 (菊池 和人)
22	茨城北農業共済事務組合	那珂東部支所長	堀江 栄二
23	茨城県県央農林事務所	振興・環境室長	関口 淳 (糸賀 秀徳)
24	東海村役場	建設農政部長	荒川 直之 (黒田 正徳)
25	東海村役場	(農業委員会事務局長)	(石井 達夫)

「順不同、敬称略」 ( ) は平成 26 年度時の委員

## 1-4 策定委員による提言

東海村農業振興計画案について、策定委員会での検討を終え、「東海村農業振興計画の策定によせて」として、委員から東海村農業振興計画への思い・願いを寄せていただきました。

### A委員：

東海村の利点は水戸などの農産物消費地に近いこと、都市住民のニーズに合った付加価値の高い農作物や果実、花卉の栽培が賑わいづくりにつながることである。マイナス面は、農業従事者の平均年齢が75歳と高く、後継者問題を抱えていること、農地が住宅とモザイク状態になっていることなどである。そのため、都会から農業の担い手を村に積極的に迎える体制づくりが必要である。幸いに県内ではつくばを中心に農業分野の研究が盛んである。そのような機関と連携して、東海村の売りとなる農産物をぜひとも生み出してほしい。東海村が地産地消の拠点となり、水戸のスーパーに東海村の農産物が並ぶ日が楽しみである。

### B委員：

東海村における農業の現状と課題に対して、実現に向けた重点施策は概ね妥当な施策と考える。しかしながら、その中に中長期的な取り組む施策があるが、現在置かれている農業の実態から考察すると、施策が後手になる可能性をはらんでいる。

その一つとして、離農希望者が思っているより多いのではないか。そのためにも法人化と公社設立を同時に取り組むとともに、これらの人たちを離農から阻止するためにも、農産物の販路の開拓及び拡大を進めることで、所得の増額を図り魅力ある農業を目指すことが必要と考える。

### C委員：

今回、東海村農業振興計画策定に委員として参画出来たことは、自身の仕事に置き換えて考えても大変有意義であった。10年後の東海村の農業を考えると決して簡単なことではなく、新旧村民の理解が必要で、地産地消が何故大切なのかを、もっと教育を通じて、子供の頃から勉強する必要がある。お金を出せば何でも手に入る時代だが、村で穫れた物を村で消費することが、環境にも東海村の農業にも、最終的には村民のためになることをみんなが理解すべき。

D委員：

東海村の農業の現状から見て、今後農業振興を図る時、水田農業にあっては土地の分散状態をなくし、集積できる基盤整備を行い、作業の能率化の向上と生産性のコスト削減を行い、T P P等にも対処できるようにしなければならない。

畑地においては、農地の宅地転用を厳しくして優良農地を守り耕作環境を整え、専業農家への支援と特産物の育成を図り、耕作放棄地や離農者の土地を公社や農協等が引き受け家庭菜園等として貸し出し、農地の有効利用と農地の持つ多面的機能を保持していかなければならないと思う。

E委員：

2011年3月11日の震災で東海に避難して来ている方の中には農業をしていた方もいると思う。その方に野菜等を作ってもらうことはどうだろうか。

中学生の「職業体験学習」があるが、農業を体験してもらうこともいいのではないか。

F委員：

東海村の農業は衰退著しく、都市化により宅地の間で細々に行われている。従って後継者が乏しく、高齢者のホビーと化している。農業は現代技術を取り入れて効率化し、村ではそれを助ける施策が必要である。農家には手に余るといっているのであれば、農業公社や協同組合をつくり、モデル事業を行い、若者を引き寄せ、彼らの力に頼るなど行えばよい。懐勘定優先では現状打開出来ないところまで追い込まれている。

G委員：

東海村の農業は、他の地域と同様に高齢化、担い手不足の問題に直面している。生産者だけでは解決できない問題に対して、行政や消費者が問題の解決を協力していくことが求められている。今回の東海村農業振興計画を生産者、行政、消費者に知らせて理解してもらい、協力してもらうことが大切である。このことは行政が主体となしてほしい。

また、自然災害などに対する食糧備蓄についても検討する必要がある。

H委員：

現在、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、高齢化や後継者不足等々、危機的問題が生じている中で、東海村農業振興計画策定委員会に出席した。今後10年を目標とする東海村農業の将来像について、委員それぞれ



の分野から活発な意見が提起され、東海村農業振興計画(案)が策定の運びとなった。今後、この振興計画が持続的農業の振興発展につながることを願っている。

I 委員：

農業振興計画の内容はとても素晴らしいものに出来上がったと思う。しかし、この計画が絵に描いた餅にならないか、実行性には違和感もある。

委員会の会議では、農業公社の構想を深められず、耕作放棄地等の根本的な問題解決を示すには至らなかった。

今後の農業問題を解決するために、私自身、真剣にとらえ、多くの方に協力を頂き、行動しなければいけないと考えている。

J 委員：

農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手不足、収益の低下、混住化の進展など大変厳しい状況にあり、東海村においても、耕作放棄地の解消や農業経営の安定、住環境との共存等、解決すべき課題が数多くある。

こうした中、「東海村農業振興計画」が村の農業振興の道標となり、課題解決の一助となることを願っている。計画に基づく重点施策の展開や村民全員参加の計画推進が功を奏することを期待したい。

K 委員：

農業は何を目的に実践するのかを考える必要がある。再生産可能な経済優先も大事だが、持続可能な農業には安全な耕作農地を後世に残す義務がある。農産物のネガティブな印象を払拭できずにいる中で、安全と美味しさを担保して消費者へ訴求することが重要である。営農環境を整備し、就農者を迎え入れ、誰もが安心して購入できる供給体制を構築する。そのためにも農村コミュニティと住民との信頼感を向上させる双方の意識改革が必要である。

L 委員：

農業振興計画が絵に描いた餅にならないために、担い手、農地、マーケット、環境を基本として実行計画を作成し、小さな一歩でも踏み出すことこそ、振興計画が生きて来るのではないかと期待する。

M委員：

地方創生が重要課題である今、東海村の最も伝統的な産業である農業が新たに位置づけられ、振興をはかるための計画が策定された意義は大きいと思う。私はとりわけ、「農業と住環境の共存」が4つの視点の一つとして盛り込まれた点に注目する。農業振興が、農業に直接携わらない村民の皆様の生活も豊かにすることに繋がるからである。今後は、教育やまちづくりなど他の政策分野とも連携をはかっていくことが望まれる。

N委員：

小規模な家族農業は変化しつつある。余った農地はだれかが耕作していかねば農村は荒廃する。その農作業を農業法人が借り受けて行っている。今度の振興計画で初めて担い手の育成・確保に向けた施策が明記された。農業公社設立の検討、機械施設導入支援、座談会の設定等がうたわれている。平成30年に迎える農政の変化にどう対処するかが重要である。



策定委員会での山田村長による挨拶



川上委員長による議事進行

## 1-5 ワークショップの開催

村では、これまでの議論をもとに、農業振興に向けた具体的なアイデアを自由に出し合うことを目指し、村民に参加を呼びかけ、平成27年6月に「明日の東海村 農業の未来を考える」と題したワークショップを実施しました。

「ワークショップ」とは、肩書きや老若男女の区別なく、どなたも対等で自由にアイデアを出し合う機会です。この日は、4つの班に分かれて、テーブルを囲み、大きな紙やペンを使って、楽しみながら意見交換を行いました。

このワークショップでは、農業振興に向けた重要なキーワードや、施策展開やキャッチフレーズなど、貴重なアイデアが得られました。

### 1-5-1 ワークショップの概要

- 日時：平成27年6月14日(日) 10:00～15:00
- 会場：JA ファーマーズマーケットにじのなか内 交流広場
- 主催：東海村建設農政部農業政策課
- 参加者：農業者，消費者，JA職員，スーパー担当者ら22名  
A～D班の4つのグループに分かれて意見交換
- ワークショップ進行：(公社)茨城県農林振興公社，農研機構農村工学研究所
- ワークショップの主な内容
  - 1) これまでの調査結果の概要説明
  - 2) 東海村農業の課題の整理
  - 3) 将来構想のアイデア発掘
  - 4) 班ごとの成果発表



会場の様子



4つの班ごとに意見交換

### 1-5-2 東海村農業の課題

東海村の課題については、大きく以下の4つの課題について議論されました。例えば、A班では「担い手不足」、「耕作放棄・遊休農地」、「環境（土埃やゴミなど）」、「消費（地産地消）」の4つの分類から、東海村農業の課題を整理

しました。

「担い手不足」は、各班から様々な指摘がなされ、農業収入の低さ、高齢化と後継者の不足、新規就農するには農地・住居・技術面でハードルが高い、農家を育成する仕組みがない、大きい面積の畑は耕しきれない、といった課題が挙げられました。一方、B班からは、村が主催する有機農業塾を活用して、定年退職者や若い女性が直売出荷に取り組んでいることが紹介され、新規就農者を募るには、健康や環境に関心の高い若者やシニア世代への働きかけが必要とされました。また、D班からは、農家間の協力やコミュニケーションの不足が指摘されました。

「耕作放棄・遊休農地」では、混住化による生産環境の変化、農地集約の難しさ、大規模化の難しさ、管理状態の悪さなどが挙げられています。

「環境（土埃やゴミなど）」では、春先の土埃、農道・水路へのゴミの多さ、農地の所有者が村外の場合に農地管理が難しいなどの問題が指摘されました。一方で、B班では農家が消費者からの苦情への対応に苦慮している実態が指摘され、消費者と生産者が相互に理解するコミュニケーションと交流の機会の必要性が指摘されました。

「消費（地産地消）」に関しては、地産地消のレシピや地産地消レストランがない、ほしいも以外の特産品がない、スイーツなど加工品がない、直売所の午後の品揃えの悪さ、高齢者向けの買い物環境の整備、消費者が農業について学習する機会や学校教育での農業体験の必要性などについて指摘されました。

### < A班による課題整理 >



### 1-5-3 東海村農業の将来構想

将来構想については、各班から多様な意見が出されました。これらを4つの課題別に整理しました。

	A班	B班	C班	D班
担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>●流通体制の整備</li> <li>●契約栽培を進める</li> <li>●小規模農家をグループ化する</li> <li>●農業を教える場をつくる</li> <li>●需要にあったもの（飼料米など）をつくる。</li> <li>●畑を貸し出すシステム</li> <li>●公社が指導，給料を出して育成</li> <li>●農業支援を行う組織づくり（特に定年帰農）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業支援を行う組織づくり（特に定年帰農）</li> <li>●障がい者が働ける環境が必要</li> <li>●自分の健康ために農業を行う方を支援</li> <li>●イオンアグリのような企業を誘致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定年後に5年間農業に親しむ仕組みが必要</li> <li>●村のPRとして「健康」を打ち出す</li> <li>●野菜大好きクラブづくり</li> <li>●加工所への支援</li> <li>●水田経営は20名くらいの担い手に集積</li> <li>●資材への補てんなど支援</li> <li>●グループづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き屋情報の提供を（新規就農者向けに）</li> <li>●八郷のネギの新規就農システムのように家，土地，技術をセットにした仕組みづくり</li> <li>●生活しやすい地域としてのアピールを</li> <li>●村や集落の中に生産部会組織をつくる</li> <li>●集落ごとに新規就農対策</li> </ul>
農地活用		<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者への理解を促進するために生産者が畑の一部を地元住民に使ってもらう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊休農地に花をいっぱい植える</li> <li>●体験市民農園</li> <li>●村全体を農業公園に</li> <li>●農地集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基盤整備を検討する</li> </ul>
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●監視カメラを設置</li> <li>●粗大ゴミクリーン作戦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相互に誤解を生まないよう生産者と消費者のコミュニケーションの機会が必要</li> <li>●苦情窓口を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土埃の解消</li> <li>●住みやすい東海村を打ち出す</li> </ul>	
地産地消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動スーパー</li> <li>●芋を使ったスイーツ開発</li> <li>●地産地消レシピの開発</li> <li>●地産地消レストランの開設</li> <li>●コミセンごとに直売があれば</li> <li>●直売所の午後の品揃えに期待</li> <li>●直売所の開店時間の検討</li> <li>●子どもの収穫体験，一貫した体験が必要</li> <li>●学校単位で農業体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●楽しめる消費者交流会</li> <li>●軽トラ市が生産者と消費者の交流の場に</li> <li>●干し芋のスイーツ開発</li> <li>●イモゾーのようなキャラクターを活用</li> <li>●健康をキーワードにした農場を設ける「ぴんぴんころり農場」など</li> <li>●学校に呼びかけて子どもから大人に関心を広げる</li> <li>●ヤングミセスがついてくる商品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校給食部会との連携</li> <li>●干し芋の食育</li> <li>●米粉のグループづくり</li> <li>●子どもたちが草取り農薬を学ぶ機会を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●品目別のマイスター</li> <li>●消費者グループと農業者との連携強化</li> <li>●小学校の社会科見学，実習</li> <li>●座談会やワークショップの場を増やす</li> </ul>

#### 1-5-4 農業振興に向けたキーワード、キャッチフレーズ集

<A班> テーマ：『好きです東海村！！食べよう東海村！！』

- ・販売・地産地消  
「移動スーパー」「コミセンとの直売所」  
「訳あり商品の展示」  
「学校単位での収穫依頼」「子供の収穫体験一貫教育」  
「地場産野菜を使ったレシピの提示」  
「芋をつかったスイーツ」
- ・担い手  
「契約栽培の推進」「需要にあったものをつくる（飼料米）」  
「小規模農家のグループ化」  
「生産技術の共有，向上のためのネットワークづくり」  
「畑の貸出システムの整備」  
「農業を教える場をつくる」「定年帰農者への農業支援組織」「公社が指導」  
「自立後のマネジメントまで技術支援」「経営が成り立つように指導」
- ・環境・交流  
「監視カメラを設置」「ゴミ捨て禁止啓発看板の設置」

<B班> テーマ：『消費者と〇〇（マルマル）する農業』  
（〇〇の部分は村民参加でつくり出す）

- ・販売・地産地消  
「ほしいもスイーツ」  
「イモゾウ・イモジイなど，イモのキャラクター」の活用  
「イモ祭りでイモ菓子のコンテスト」  
「野菜をもらおう」  
「空散やめる→米を買ってもらおう」  
「食べ比べの会」  
「加工品の生産過程の説明」  
「ヤングミセスがついてくる商品を」「学校からコンテストの企画，料理・スイーツ」「関心は子供から大人へ」
- ・担い手不足  
「小遣い農場」「ぴんぴんころり農場」  
「畑の一部を住民に使ってもらおう」  
「村外から受け入れる農業」  
「農業の受け皿が必要」
- ・環境・交流  
「有機農業への支援」  
「コミュニケーションを生む」「苦情の窓口」  
「生態系を守る東海村」

<C班> テーマ：『定年したら5年は農業』

環境・交流，地産地消

「村のPRとして”健康”」「健康づくり，健康な野菜」「健康野菜，特産品づくり」

「体験・市民農園」

「村全体が農業公園」「山あいのきれいな水でつくられた農産物環境をPR」

「ほしいもの食育」「米粉を利用したクレープづくりで食育」「草取り作業体験」

担い手

「機械購入への支援」「加工所への支援」「資材購入への支援」

「農地集積による専業農家の育成」

「水田・麦・イモで生活できる再生産可能な農業」

「リーダーを生み出すグループづくり」

「野菜大好きクラブ」「直売所出荷経験で成長」

農地保全

「遊休地に花を植える」

<D班> テーマ：『消費者とプロ農家と地域がつながる農業』

・担い手

「夫婦での一世代営農→どちらかが急に欠けると直ちに生産が困難→地域の組織化・担い手育成はプロ農家としても自経営のリスクヘッジとなる」

<技術伝承システムで担い手を>「品目別の技術整理と普及・伝承システムをつくる」「品目別の生産者グループの設立と技術整理」「部落毎の目玉品目と技術整理・継承・新規就農受け入れ」「部落毎の新規就農の支援体制の構築」「座談会・ワークショップの場を設けていく」「農家同士の協力は担い手育成という共通の目的があれば可能」「旗振り役となる行政の真摯な対応」

「生活をかけて農業をやりたくないが”人生の楽園”農業ならやりたい」

「家・土地・技術をセットにした新規就農システム」

「生活しやすい地域としてのアピール」

・販売・地産地消

「消費者が求めている穫りたて野菜を圃場で販売する」「品目別マイスターの地図をつくり，消費者に配る」「直売所での農家・消費者の対面販売」

「自宅周囲の農家から美味しい野菜・無農薬野菜を持ってきてくれる仕組み」

「直売所は値段と量で買うが，農産物にストーリーを持たせれば購買行動が変わってくる」

<ちびっこ農業探検隊>「農家側が食育の実践に協力する」「小学校の社会見学で農場実習」「旬の野菜について食育する」「親子クッキング」「地場産大豆の生産から加工までを食育する」「イモ掘り探検隊があれば，ネギ掘り探検隊もあってよい」

・農地保全

「生産条件の悪い水田，基盤整備の必要性は？」





## ◆資料2 東海村農業の概要

---

### 2-1 東海村農業の概要

#### 2-1-1 東海村の概要

東海村は、水戸市の北東へおよそ 15 km に位置し、久慈川の南側に位置しています。低地は沖積層で真崎浦、細浦等の水田地帯となっており、台地は洪積層で中丸畑総などの畑地と平地林を構成し、東は緩やかに傾斜して太平洋に面しています。気候は温暖湿潤気候のおおむね温和で、比較的自然条件に恵まれた地勢となっています。

#### 2-1-2 農業の現状

水田においては、米や麦・大豆・野菜などの転作作物が生産されていますが、農業者の高齢化や後継者不足により不作付地が増え耕地利用率は低下傾向にあります。

米については、全国的に過剰基調にあることから価格が下落傾向にあり、有利販売できる産地体制の整備が必要となっています。

転作作物において、麦や大豆等の土地利用型作物は生産調整規模に左右され変動してきました。また、自己保全管理など必ずしも生産に結びついていない状況にあります。

農業生産の基盤については、早くから区画の大型化、農道整備、パイプライン化等が行われてきましたが、一部地域においては、湿害等に苦しんでおり、当該地域では飼料用米や加工米等の作付けにより生産調整を推進する必要があります。また、耕地利用率を維持・向上させるため地域の担い手に対する耕地の利用集積を図る必要があります。

#### 1) 農家数の変化と現状

東海村の農家数は、とくに高度経済成長期後半以降、減少の一途を辿っています。1950年時点では1,500戸を超えていた農家数は、1970年に1,500戸を切り、2000年には1,000戸を切りました。2010年時点では820戸となっています。

また、高度経済成長期には、農家数の減少以上に農家の兼業化が進行しました。1950年時点では専業農家が全農家の68%を占めており、兼業農家にしても、農業所得が農業外所得を上回る第1種兼業農家が大勢を占め、第2種兼業農家は少ない存在でした。25年を経て、高度経済成長期終了後の1975年には、農家の専兼別内訳が専業農家15%、第1種兼業農家27%、第2種兼業農家58%となっており、逆に、専業農家が少ない状況に変化しました(図2-1-1)。

なお、1980年以降、第2種兼業農家の実数が増加から減少に転じますが、一方で農家数の減少傾向は継続します。この頃から兼業化の傾向より、離農の傾向が目立つようになります。

図 2-1-1 東海村の農家数，専兼別の推移（1950～1995年，全農家）

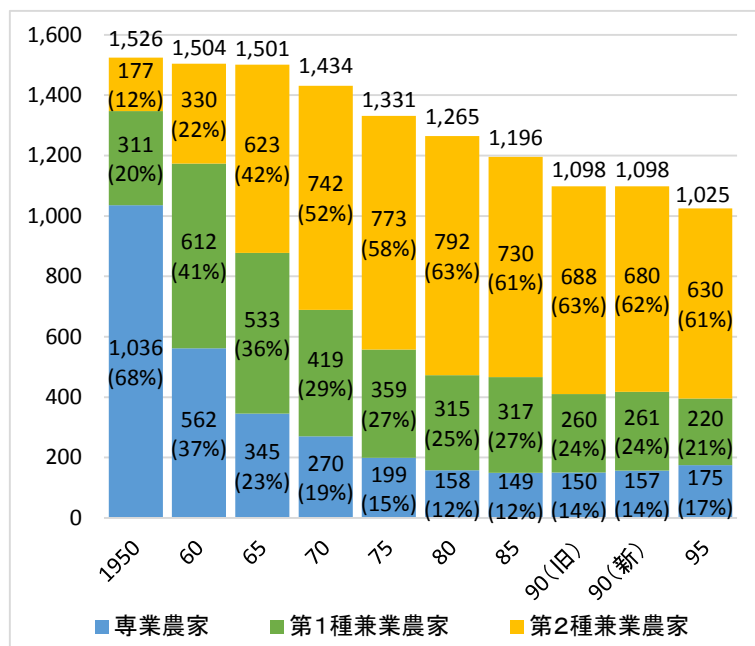
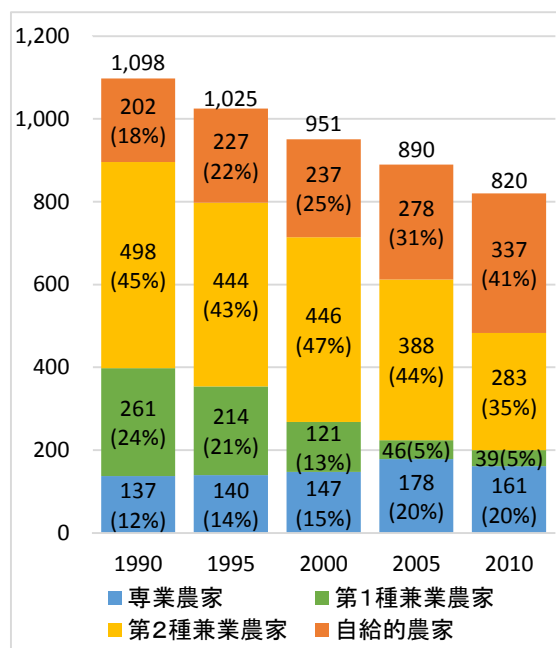


図 2-1-2 東海村の農家数，販売農家の専兼別，自給的農家数の推移（1990～2010年）



次に現れた変化は、専業農家の内実の変化です。高度経済成長期以降続いてきた専業農家の減少傾向がストップし、増加に転じたのが1990年代でした。この変化は高齢専業農家の増加とみられ、世帯主の定年退職など、兼業中止による兼業農家から専業農家への増加が大きな要因と推測されます。この専業農家の増加傾向は、2005年まで続きますが、2010年には、減少傾向に転じました。これは高齢専業農家のさらなる加齢によるリタイア増加を反映している傾向と推測されます。

1990年代以降の特徴としてもう一点は、自給的農家の増加傾向が指摘できます。自給的農家とは、経営耕地面積30a未満・かつ農業所得が50万円未満の農家であり、自給的農家の増加から、農地の一部貸出もしくは耕作放棄による経営耕地面積縮小傾向が進行していることが読み取れます(図2-1-2)。

以上のことから、東海村における高度経済成長期以降の典型的な農家動向として、兼業→あとつぎ他出・非就農→高齢専業 or 農地一部貸出による自給的農家化→離農というサイクルが読み取れます。

以下では、2010年の現状についてもう少し詳しくみていきます。

農家数のうち、販売農家数は483戸です。販売農家が総農家に占める割合は59%であり、茨城県全体での同割合(69%)を下回っています。自給的農家数は337戸(41%)であり、先に触れたように大きな割合を占めるに至っています。

東海村の販売農家のうち、農業所得が農外所得を上回りかつ年間60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる「主業農家」の数は44戸であり、総農家数の僅か5%に過ぎません。この割合は、茨城県全体の同割合(14%)を大きく下回っています。

主業農家44戸に農外所得が農業所得を上回る「準主業農家」77戸を加えた、年間60日以上農業に従事する若壮年世帯員がいる農家数は121戸、総農家数の14%にとどまっています。年間60日以上農業に従事する若壮年世帯員がいない「副業的農家」が362戸であり、村内の大半の販売農家は、65歳以上の高齢世帯員によって営農している現状にあります。

また、上記農家数の外数として、土地持ち非農家が324戸存在しており、これは農地所有者数(農家数と土地持ち非農家数の合計と仮定)の28%を占めています。

表2-1-1 農家数・土地持ち非農家数(2010年農林業センサス)

	総農家					自給的農家	土地持ち非農家
	販売農家	主業農家	準主業農家	副業的農家			
東海村(戸)	820	483	44	77	362	337	324
構成比(%)	100%	59%	5%	9%	44%	41%	28%
茨城県(千戸)	103	71	15	15	41	32	51
構成比(%)	100%	69%	14%	15%	40%	31%	33%

資料:2010年農林業センサス

注:「土地持ち非農家」の構成比は、「総農家」と「土地持ち非農家」の和に占める構成比。

## 2) 耕地面積の変化と現状

農林業センサス（2010年）における東海村の経営耕地面積は618haであり、うち販売農家が552ha（89%）、自給的農家が66ha（11%）を耕作しています。茨城県全体と比較して、経営耕地面積に占める販売農家の耕作面積率が低く、自給的農家の耕作面積率が高くなっています。

販売農家の経営耕地の地目別の構成をみると、田が285ha、畑が255ha、樹園地が13haとなっており、樹園地はごく小面積です。また、田・畑の構成割合が、おおよそ半々となっていることに特徴があります。

販売農家の1戸あたり経営耕地面積は114aであり、茨城県全体（1戸あたり経営耕地面積164a）と比較して、小規模な農業が行われているといえます。

表2-1-2 販売農家・自給的農家の経営耕地面積(2010年農林業センサス)

	総農家	販売農家	販売農家の経営耕地			自給的農家
			田	畑	樹園地	
東海村(ha)	618	552	285	255	13	66
構成比(%)	100%	89%	52%	46%	2%	11%
茨城県(千ha)	123	117	73	39	5	6
構成比(%)	100%	95%	62%	34%	4%	5%

資料:2010年農林業センサス

注:「田」「畑」「樹園地」の構成比は、販売農家の経営耕地面積に占める構成比。

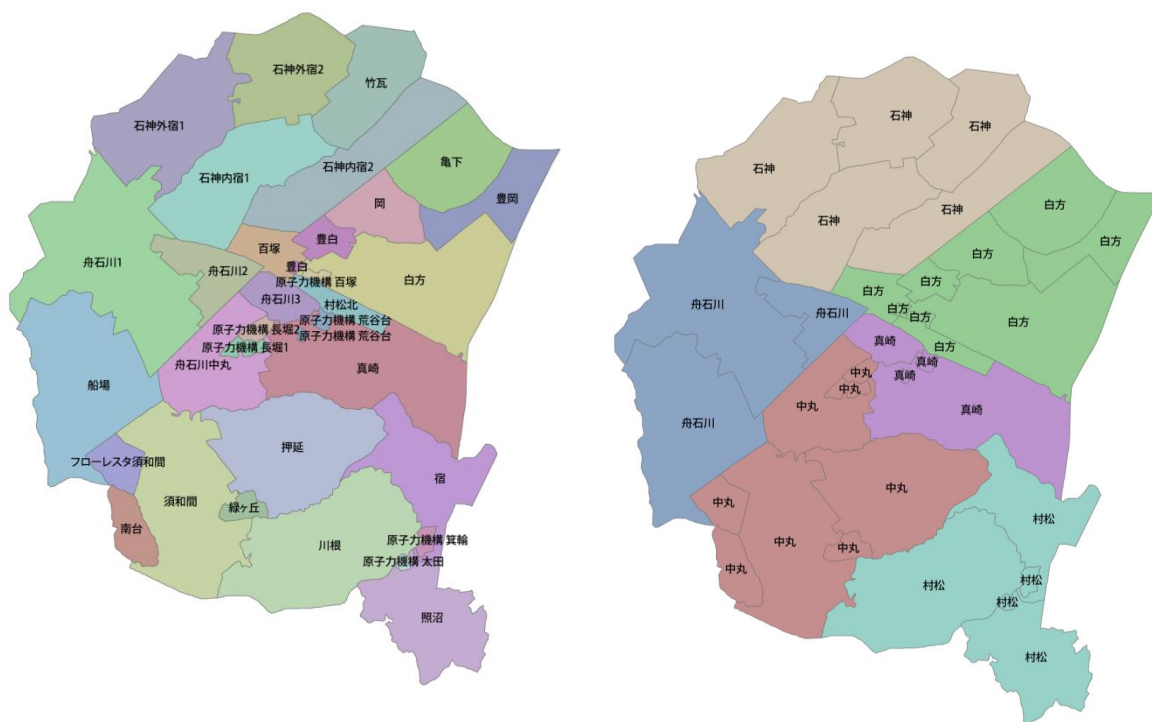
## 2-2 村内の営農実態マップ

東海村において集計されている計画作付品種集計表から、地域ごとに栽培されている作物の特徴を示します。

### ■地域区分

本項では、以下の集落区分と地域区分を利用します。農林業センサスの区分とは一部異なっています。なお地域区分に関しては、農林業センサスの区分の場合と同様に都市マスタープランをもとにして地域区分を行なっています。

図 2-2-1 計画集計表における集落区分(左)と都市計画マスタープランをもとにした地域区分(右)



### ●集落区分

(計画集計表に記載されている集落)

宿, 真崎, 白方, 岡, 豊岡, 照沼, 川根, 押延, 須和間, 船場, 外宿1区, 外宿2区,  
内宿1区, 内宿2区, 竹瓦, 亀下, 舟石川1区, 舟石川2区, 舟石川3区, 舟石川中丸区

(計画集計表に記載されていない集落)

豊白, 村松北, 原子力機構百塚, 原子力機構荒谷台, 原子力機構長堀 1・2

(注), 原子力機構箕輪, 原子力機構太田, 緑ヶ丘, フローレスタ須和間,  
南台

●地域区分

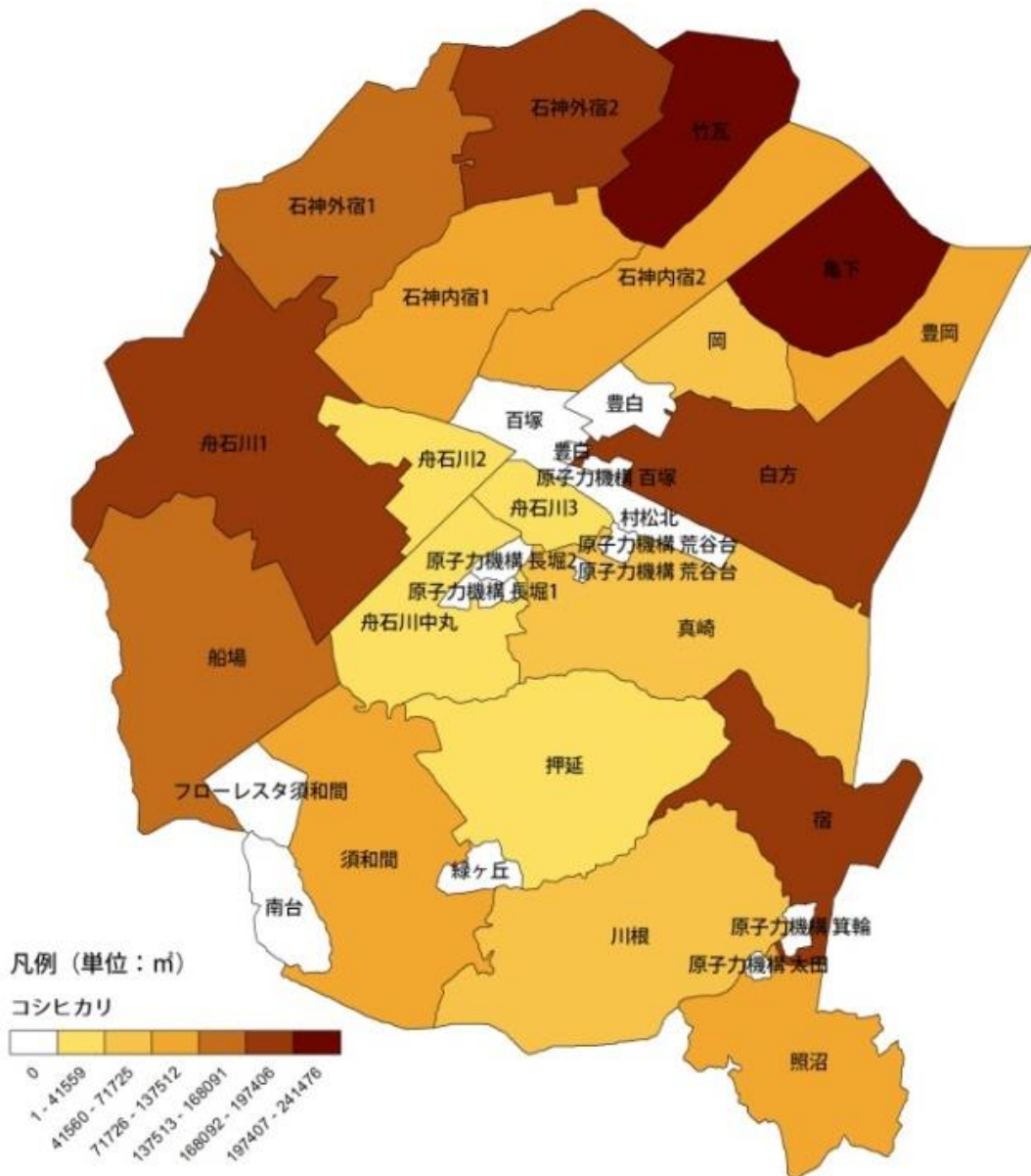
1. 石神地区……外宿 1 区, 外宿 2 区, 竹瓦, 内宿 1 区, 内宿 2 区
2. 村松地区……宿, 川根, 照沼, 原子力機構箕輪, 原子力機構太田
3. 白方地区……亀下, 白方, 岡, 豊岡, 百塚, 豊白, 村松北, 原子力機構百塚,
4. 真崎地区……真崎, 舟石川 3 区, 原子力機構荒谷台
5. 中丸地区……押延, 須和間, 緑ヶ丘, 南台, フローレスタ須和間, 舟石川中丸区,  
原子力機構長堀 1・2
6. 舟石川地区…舟石川 1 区, 舟石川 2 区, 船場

(注) : 原子力機構長堀 1・2 区は現在統合されている。

1) コシヒカリの作付

本村においては、コシヒカリ・キヌヒカリ・ユメヒタチ等様々な米の品種が作付けされていますが、多くがコシヒカリです。全村的に作付けされていますが、水田面積が大きい、竹瓦集落、亀下集落、白方集落、宿集落、舟石川1区集落、石神外宿2区集落の作付面積が大きくなっています。

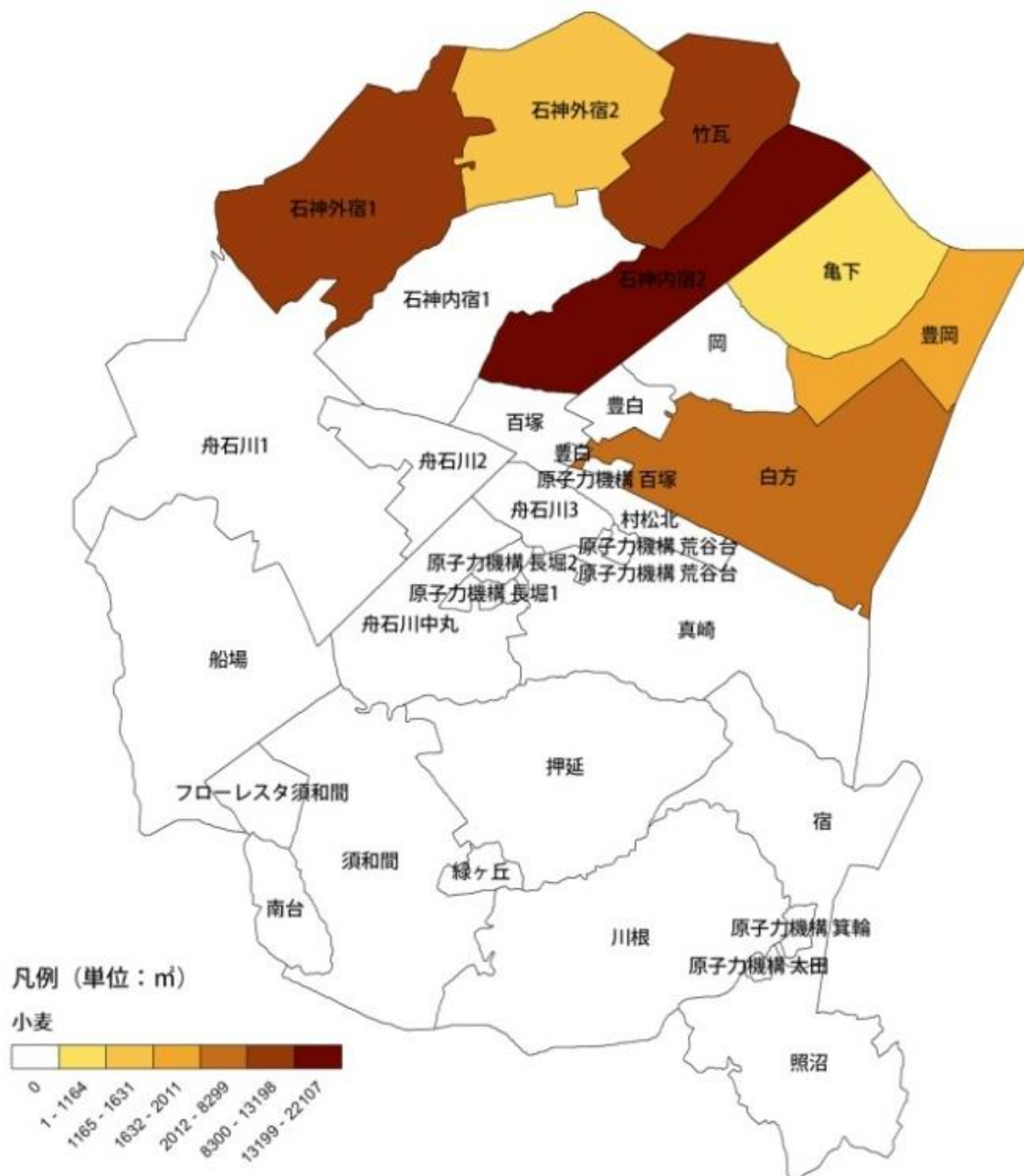
図 2-2-2 コシヒカリの作付図



2) 小麦の作付

水田転作対応として、村北部の久慈川沿いの低地にまとまった水田が広がる石神地区・白方地区の作付面積が大きくなっています。

図 2-2-3 小麦の作付図

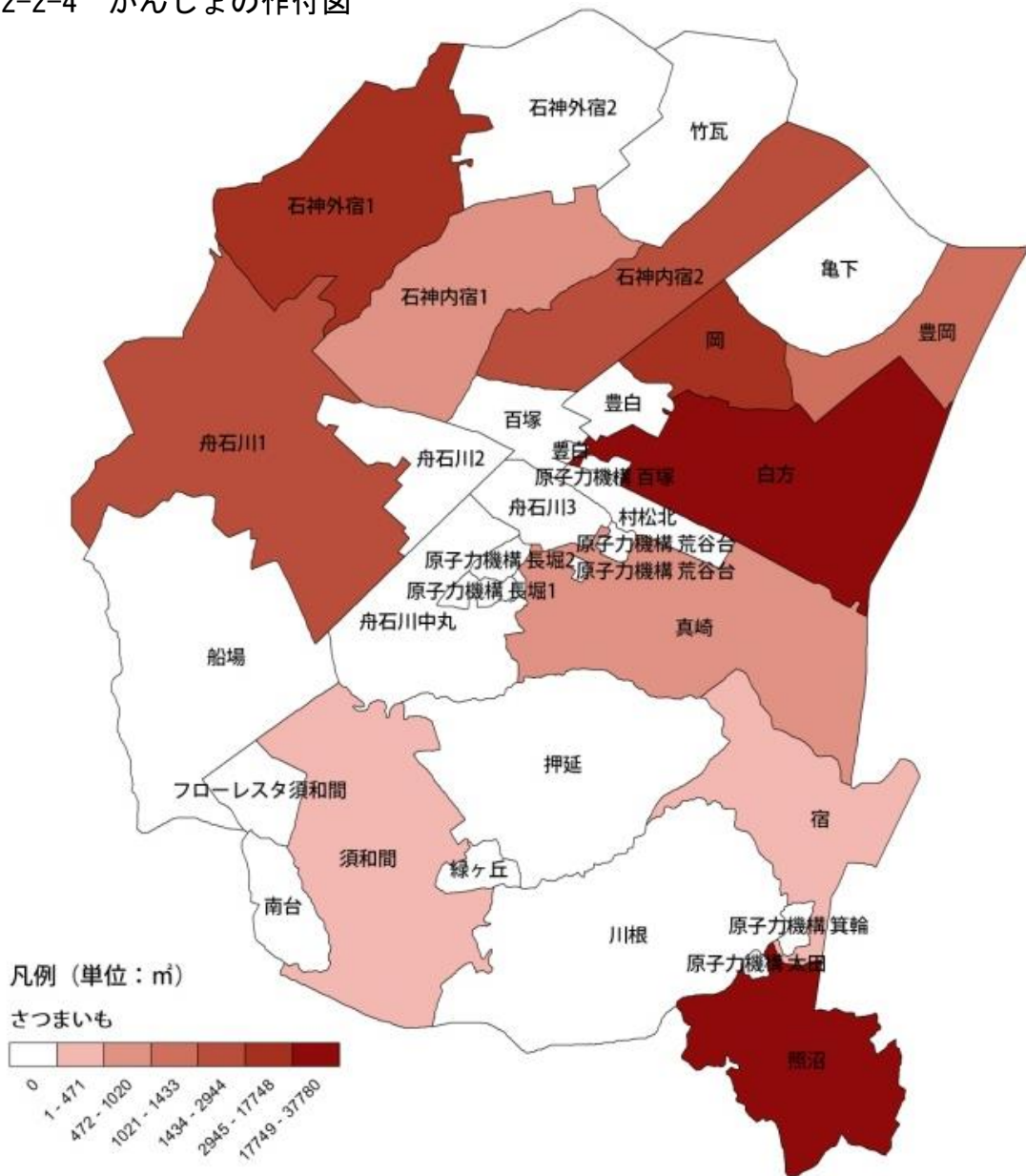




### 3) かんしょの作付

東海村の基幹作物のひとつです。2010年センサスによると、東海村の農業経営体（486経営体）の33%（160経営体）で、計137haの販売目的での作付が行われています。計画作付品種集計表では、照沼集落、白方集落の作付面積が大きくなっていますが、かんしょは、主に台地上の畑で作付されています。この点を、2010年センサス集落カードにおけるかんしょの販売目的作付面積で確認すると、上記の照沼集落（秘匿措置により不明、数十haと推定）、白方集落（10ha）のほか、須和間集落（32ha）、船場集落（26ha）で多く生産されていることが分かります。

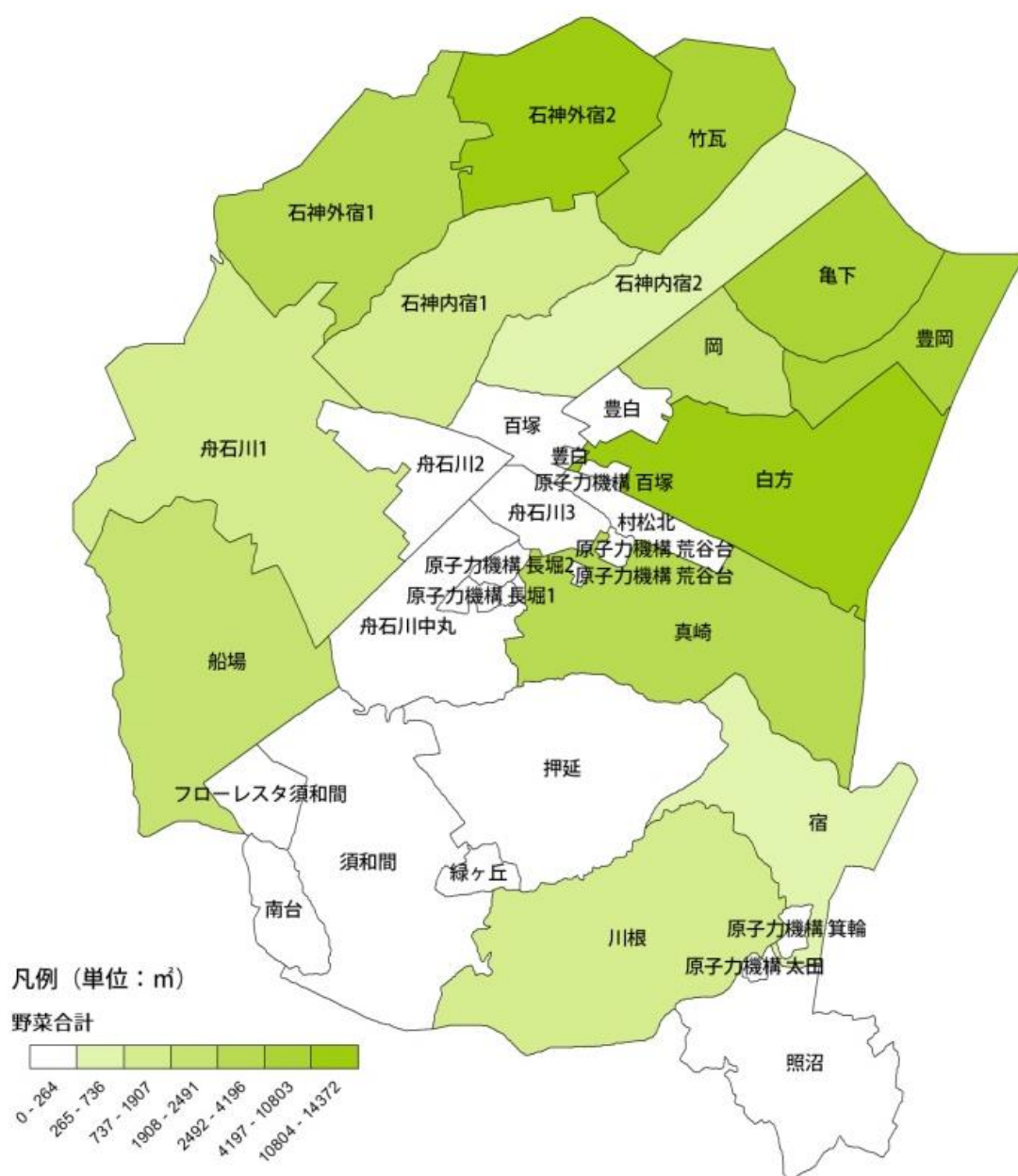
図 2-2-4 かんしょの作付図



#### 4) 野菜の作付

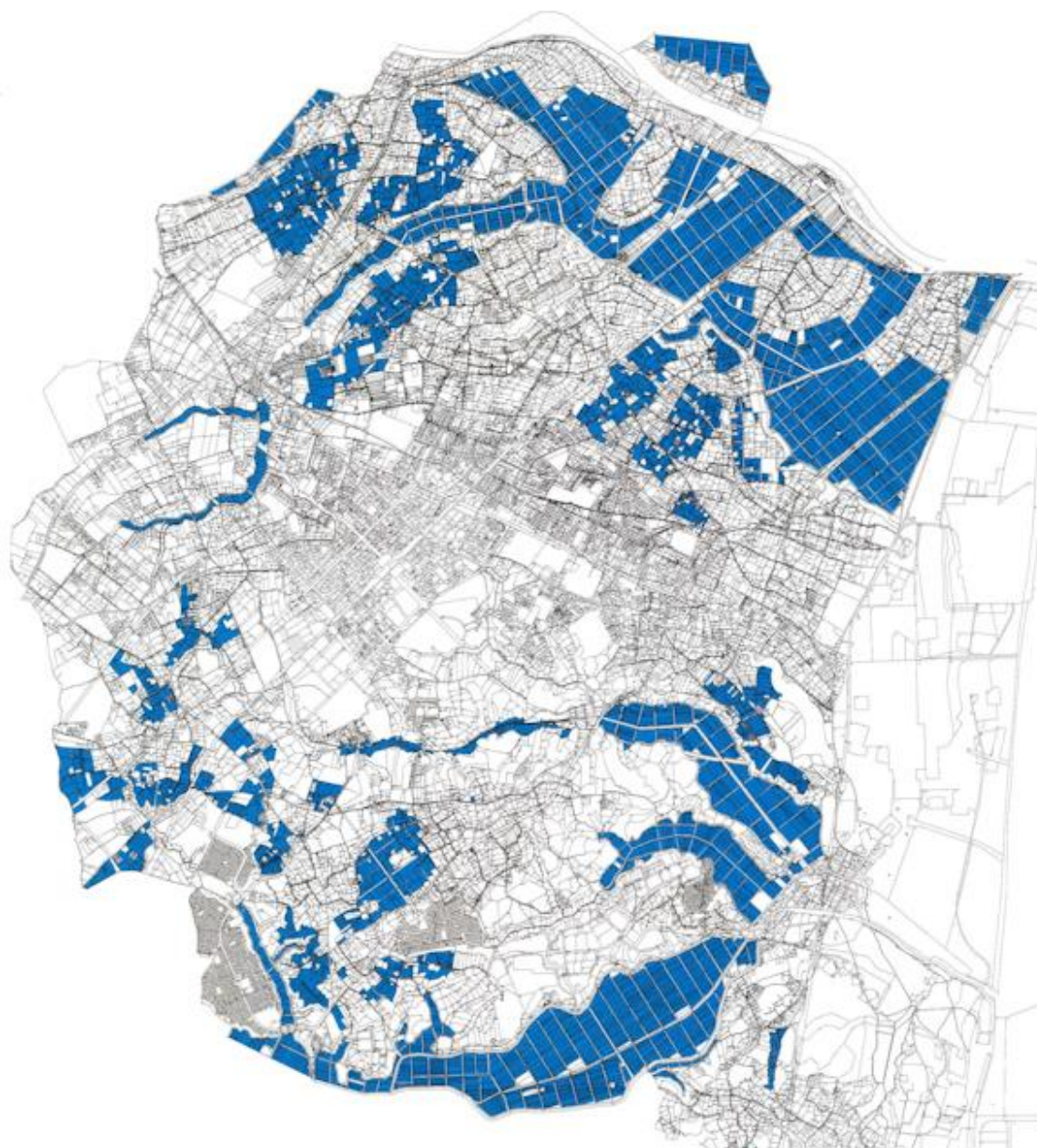
2010年センサスによると、東海村の農業経営体のうち16%（80経営体）で、計17haの販売目的での作付が行われています。計画作付品種集計表で野菜合計の作付面積を見ると、石神地区と白方地区において多くが生産されていることがわかります。畑への作付も含めた集落別の分布については、2010年センサスでは、作付農家数が少ないことにより殆どの集落で秘匿措置が施されていることから、確認することができません。

図 2-2-5 野菜の作付図



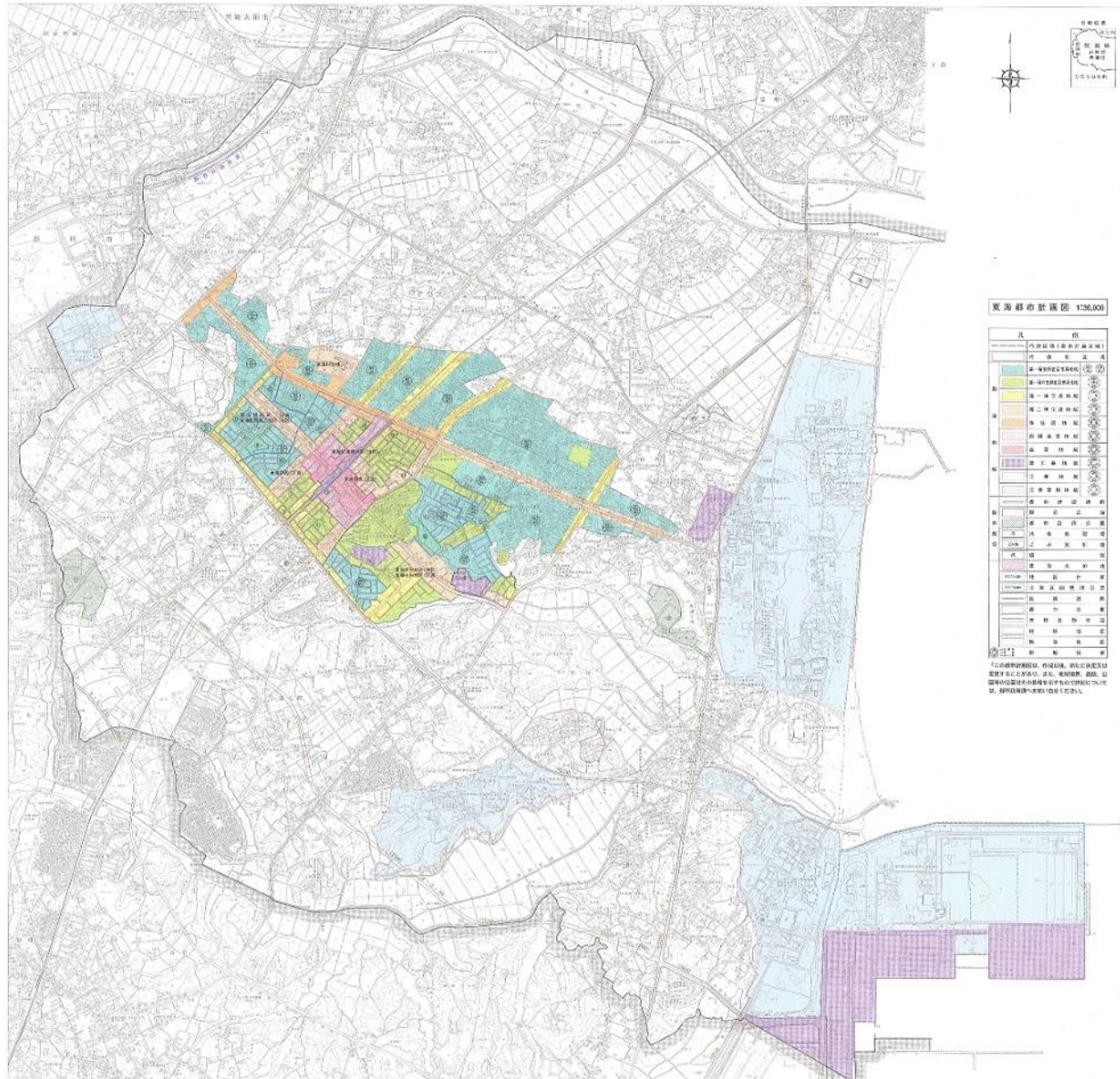
## 2-3 農振農用地図（H26 年度時点）

図 2-3-1 東海村の農業振興地域の農用地区域



## 2-4 都市計画図（市街化区域と調整区域）

図 2-4-1 東海村都市計画図



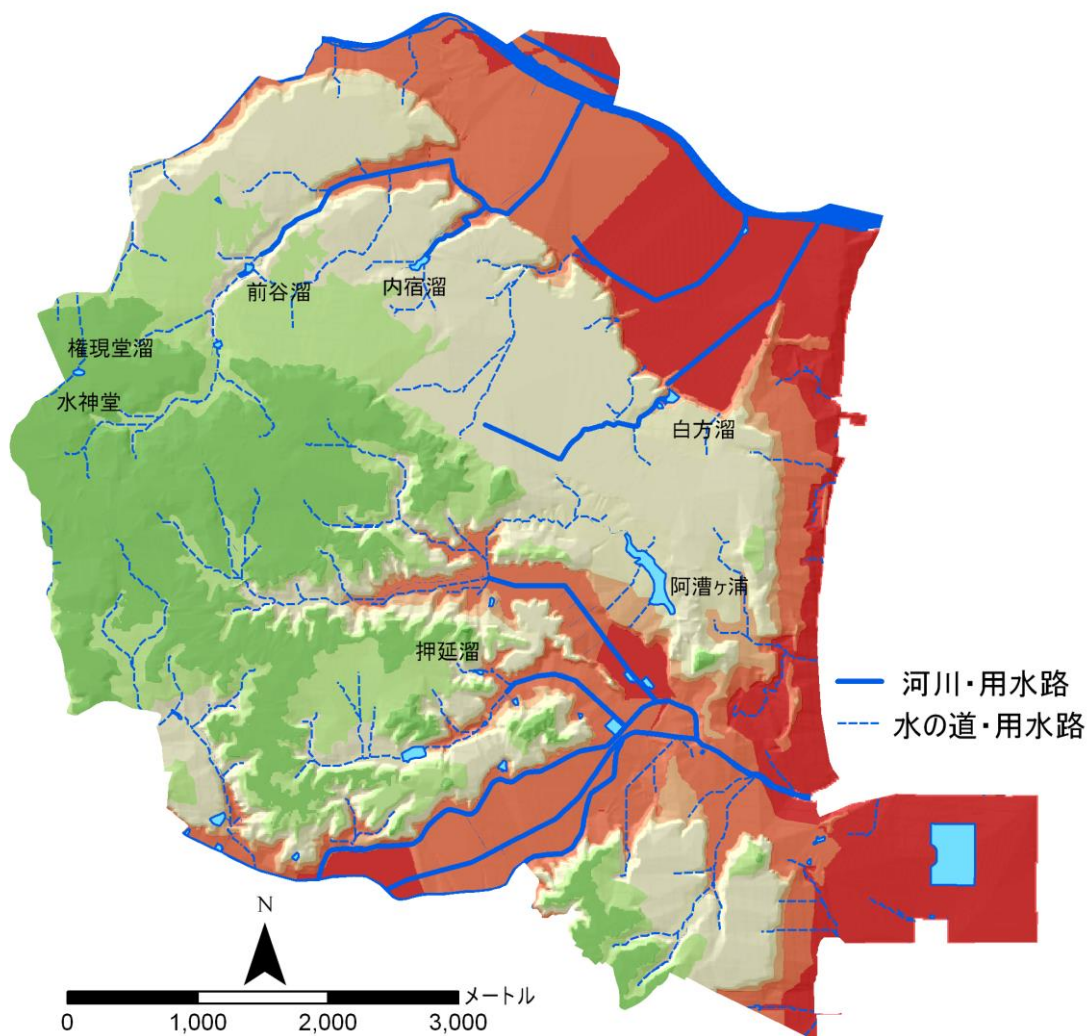
## 2-5 東海村緑の基本計画に描かれた水系図，植物分布図

### 1) 水系の現状

本村の主要な水系は、北側に、八溝山を源流とし日立市との境界を流れ太平洋に注ぐ久慈川、南側にひたちなか市との境界を流下する新川があります。その他いくつかの用水路および溜池（阿漕ヶ浦、押延溜、白方溜、内宿溜、前谷溜、権現堂溜）、また湿地（水神堂）等が見られます。

図 2-5-1 の青色実線は、現状の河川および用水路のルートであり、青色点線は、降水が地形を流下する際に通過するルート（水の道）を示します。水の道は台地地面に入り組んだ谷筋を流下し、樹林の成立と深く関わっています。

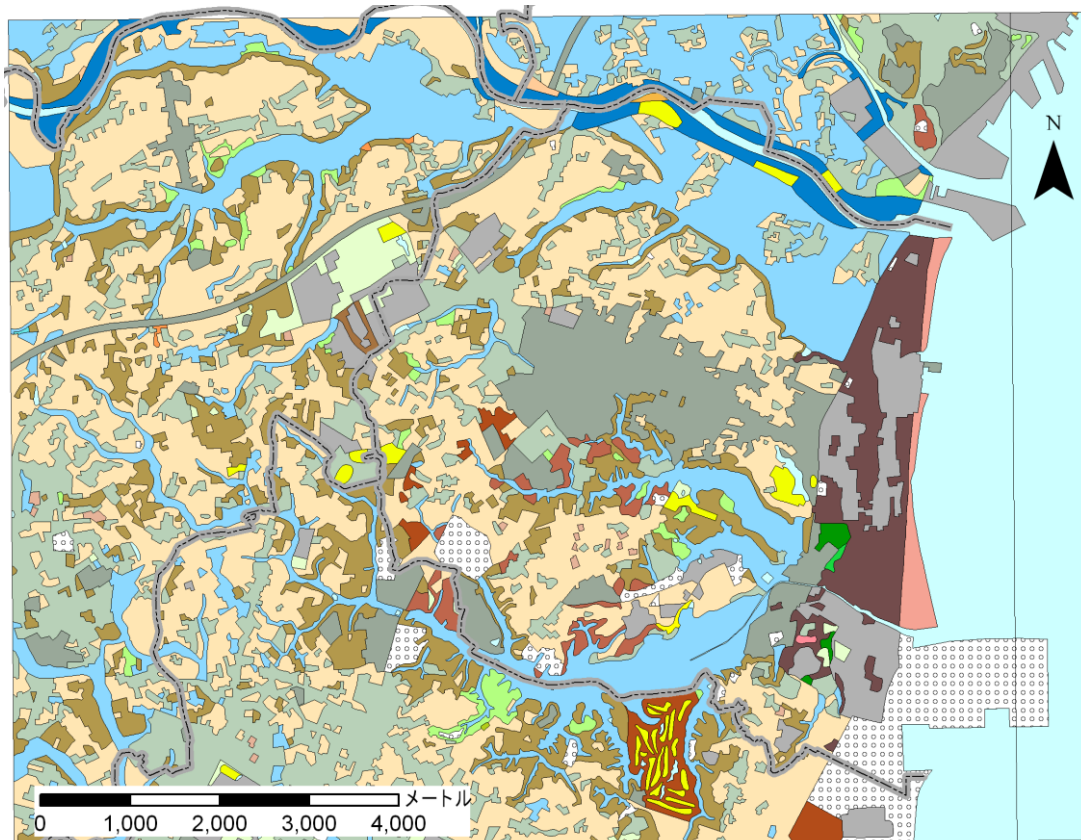
図 2-5-1 東海村の水系図



## 2) 植生の現状

第6回・7回自然環境保全基礎調査による現存植生図(2001年作成)を示します。本村の樹林地の分布は台地面、低地面、崖および斜面の3区分からなります。台地面では主にスギ・ヒノキの植林が見られ、一部にクヌギ・コナラの雑木林、社寺林、屋敷林が分布していますが、植生のほとんどは管理が放棄されています。低地面は水田として利用されていることが多いのですが、東側の海岸に面した原子力関連施設では広範なクロマツ植林が見られ、管理が行き届いた樹林地を形成しています。また崖および斜面ではクヌギ・コナラの雑木林からアカマツ林、一部にヤブコウジースダジイ林が見られます。

図 2-5-2 東海村の植生遷移図



### 現存植生

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| シラカン群集           | ゴルフ場・芝地   |
| ヤブコウジースダジイ群集     | 牧草地       |
| クヌギ・コナラ群集        | 路傍・空地雑草群落 |
| アカシデ・イヌシデ群落(VII) | 放棄畑雑草群落   |
| アカマツ群落(VII)      | 果樹園       |
| 伐採跡地群落(VII)      | 畑雑草群落     |
| ヨシクラス            | 水田雑草群落    |
| ハマグルマ・コウボウムギ群集   | 放棄水田雑草群落  |
| スギ・ヒノキ・サワラ植林     | 市街地       |
| アカマツ植林           | 緑の多い住宅地   |
| クロマツ植林           | 工場地帯      |
| その他植林            | 造成地       |
| 竹林               | 開放水域      |
|                  | 自然裸地      |

## ◆資料3 営農モデル

---

### 3-1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

東海村における効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、東海村「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成26年9月）の「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」に、主要な営農類型（11類型）が示されています。以下に抜粋します。

なお、上記構想の「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」によると、ここで主要な営農類型として示された農業経営の指標は、東海村において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他の産業従事者並の年間所得（生涯所得を参考に算出した年間所得）に相当する年間農業所得（主たる農業従事者（※）1人当たり530万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとして算出されています。

※主たる農業従事者（基幹的従事者）1人当たりの所得は530万円／年、補助的労働者は150万円／年で算出。

1) 普通作（水稻＋小麦＋大豆＋作業受託）

〔個別経営体〕

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の の態様等
<p>〈経営面積〉 水田 20ha (うち借入地15ha)</p> <p>〈作付面積〉 水稲 8ha 小麦 4ha 大豆 4ha</p> <p>作業受託 水稲 8ha (3 作業以上・販売 名義・処分権有)</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1 人 補助的従事者 1 人</p>	<p>〈経営の特徴〉 借地及び作業受託による大規模普通作経営</p> <p>大型機械化体系により省力・低コスト化を実現する</p> <p>〈主な資本装備〉 トラクター70PS・50PS 各 1 台 田植機 6 条 1 台 自脱型コンバイン 5 条刈 1 台 汎用コンバイン刈幅 2 m 乗用管理機 1 台 乾燥機 50 石 1 基 フォークリフト 1 台 トラック 1.5 t 1 台 軽トラック 1 台</p> <p>〈土地利用，技術等〉 ブロックローテーションにより，水稲，麦，大豆を作付けする</p>	<p>農機具，施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>借地が拡大するため，地主との信頼関係を密にして貸借関係の維持に努める</p> <p>作業計画表を作成して，効率的な作業を行う</p> <p>農繁期のピークを少なくするため，作業分散を配慮した作付計画を作成する</p> <p>複式簿記の記帳により，財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し，家族労働力の就業環境を整備する</p>



2) 施設野菜（いちご） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
〈経営面積〉 水田 36a (うち施設 36a)  〈作付面積〉 いちご 36a  〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 その他 臨時雇用 1人	〈経営の特徴〉 いちごの専作経営  〈主な資本装備〉 パイプハウス 36a トラクター30PS 1台 軽トラック 1台  〈土地利用, 技術等〉 太陽熱土壤消毒を実施し, 土壤病害を防ぐ	農機具, 施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する  いちごの作型を組み合わせて, 収穫作業の集中化を避けると共に長期出荷を行う  収益を高めるために消費者への直接販売を手掛ける  綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする  複式簿記の記帳により, 財務管理の徹底を図る  青色申告の実施	家族経営協定を締結し, 家族労働力の就業環境を整備する  雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する

3) 施設花卉（シクラメン+カーネーション） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
〈経営面積〉 ハウス 20a  〈作付面積〉 シクラメン 20a カーネーション 20a  〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人	〈経営の特徴〉 シクラメンの鉢物生産を主体とした花の専作経営  〈主な資本装備〉 鉄骨ハウス 20a 付帯施設一式 栽培ベンチ(固定) 20a 動力噴霧器 1台 温風暖房機 2台 ホイールローダー 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟  〈土地利用, 技術等〉 シクラメン+カーネーションの年2作とする  用土づくり及び適正管理の徹底で良品生産に努める	農機具, 施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する  消費者ニーズやファッション性に対応した品種を導入する  積極的に市場開拓し, 有利販売を図る  綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする  複式簿記の記帳により, 財務管理の徹底を図る  青色申告の実施	家族経営協定を締結し, 家族労働力の就業環境を整備する

4) 果樹（なし） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 樹園地 96a</p> <p>〈作付面積〉 幸水 38a 豊水 38a あきづき 20a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 幸水、豊水にあきづきを加えた、なし専作経営</p> <p>〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー 1台 マニアスプレッダー 1台 ダガー 1台 乗用草刈り機 1台 トラクター30PS 1台 作業場 1棟 多目的防災網</p> <p>〈土地利用、技術等〉 幸水、豊水にあきづきを組み合わせ、長期収穫・出荷体系を図る</p> <p>マニアスプレッダーやダガー等を活用して土づくりを十分に行い、良品質果実を生産する</p> <p>減農薬・減化学肥料栽培に努め、消費者に安全・安心ななしを提供する</p> <p>主枝先端の強化や予備枝の確保など、剪定技術の向上を図り、樹勢低下による収量低下を防ぐ</p>	<p>マーケティング戦略を構築し、産地の維持発展を強化する</p> <p>収益を高めるために消費者への直接販売を手掛ける</p> <p>大玉生産に努め、販売単価の向上を図る</p> <p>綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し、家族労働力の就業環境を整備する</p>

5) 果樹＋露地野菜（なし＋加工甘藷） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<p>〈経営面積〉 樹園地 80a 普通畑 100a</p> <p>〈作付面積〉 幸水 40a 豊水 40a 加工甘藷 100a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 直売向けのなしと加工甘藷による複合経営</p> <p>〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー 1台 マニアスプレッダー 1台 ダガー 1台 乗用草刈り機 1台 トラクター30PS 1台 乗用甘藷掘り取り機 1台 甘藷洗浄機 1台 低温倉庫 1棟 乾燥ボイラー 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟 直売所 多目的防災網</p> <p>〈土地利用，技術等〉 マニアスプレッダーやダガー等を活用して土づくりを十分に行い，良品質果実を生産する</p> <p>減農薬・減化学肥料栽培に努め，消費者に安全・安心ななしを提供する</p> <p>主枝先端の強化や予備枝の確保など，剪定技術の向上を図り，樹勢低下による収量低下を防ぐ</p> <p>連作障害を回避するために，緑肥・堆肥を活用する土づくりに取り組み，高品質の甘藷生産に努める</p>	<p>マーケティング戦略を構築し，産地の維持発展を強化する</p> <p>なしの収益を高めるために消費者への直接販売を手掛ける</p> <p>大玉生産に努め，販売単価の向上を図る</p> <p>三ツ星運動（生産履歴の記帳，衛生加工の実施，適正品質表示の実践）に取り組むことにより，消費者に安心・安全な干しいもの製造，販売を図る</p> <p>農機具，施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする</p> <p>複式簿記の記帳により，財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し，家族労働力の就業環境を整備する</p>

6) 果樹（ぶどう） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 樹園地 140a</p> <p>〈作付面積〉 巨峰(無加温) 40a 巨峰(雨よけ) 40a 欧州系(無加温) 60a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉 直売向けのぶどう専作経営</p> <p>〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー 1台 トラクター30PS 1台 乗用草刈機 1台 作業場 1棟</p> <p>〈土地利用, 技術等〉 巨峰と欧州系を組み合わせたぶどう作であり, 作業分散を図る</p> <p>減農薬, 減化学肥料に努め, 直売所の消費者に安心・安全なぶどうづくりに努める</p> <p>土づくりを徹底し, 高品質のぶどうの生産を行う</p>	<p>消費者ニーズに対応したぶどう経営に努める</p> <p>綿密な作業計画づくりにより作業分担を明確にする</p> <p>複式簿記の記帳により, 財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し, 家族労働力の就業環境を整備する</p>

7) 果樹＋露地野菜（ぶどう＋加工甘藷） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 樹園地 60a 普通畑 120a (うち借入地 70a)</p> <p>〈作付面積〉 巨峰(雨よけ) 30a 欧州系(無加温) 30a 加工甘藷 120a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 その他 臨時雇用 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉 直売向けのぶどうと加工甘藷の複合経営</p> <p>〈主な資本装備〉 スピードスプレーヤー トラクター30PS 1台 乗用草刈機 1台 乗用甘藷掘り取り機 1台 甘藷洗浄機 1台 低温倉庫 1棟 乾燥ボイラー 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟 直売所</p> <p>〈土地利用, 技術等〉 巨峰と欧州系を組み合わせたぶどう作であり, 作業分散を図る</p> <p>連作障害を回避するために, 緑肥・堆肥を活用する土づくりに取り組み, 高品質の甘藷生産に努める</p>	<p>消費者ニーズに対応したぶどう経営に努める</p> <p>三ツ星運動(生産履歴の記帳, 衛生加工の実施, 適正品質表示の実践)に取り組むことにより, 消費者に安心・安全な干しいもの製造, 販売を図る</p> <p>農機具, 施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>複式簿記の記帳により, 財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し, 家族労働力の就業環境を整備する</p> <p>雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する</p>

8) 露地野菜（加工甘藷） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
〈経営面積〉 普通畑 250a  〈作付面積〉 加工甘藷 250a (うち借入地 150a)  〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 その他 臨時雇用 1人	〈経営の特徴〉 加工甘藷の専作経営  〈主な資本装備〉 トラクター30PS 1台 乗用甘藷掘り取り機 1台 甘藷洗浄機 1台 低温倉庫 1棟 乾燥ボイラー 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟 直売所  〈土地利用, 技術等〉 連作障害を回避するために, 緑肥・堆肥を活用する土づくりに取り組み, 高品質の甘藷生産に努める	三ツ星運動(生産履歴の記帳, 衛生加工の実施, 適正品質表示の実践)に取り組むことにより, 消費者に安心・安全な干しいもの製造, 販売を図る  農機具, 施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する  複式簿記の記帳により, 財務管理の徹底を図る  青色申告の実施	家族経営協定を締結し, 家族労働力の就業環境を整備する  雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する

9) 露地野菜＋水稻（加工甘藷＋水稻） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 水田 200a 普通畑 280a (うち借入地 180a)</p> <p>〈作付面積〉 加工甘藷 280a 水稻 200a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 その他 臨時雇用 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉 加工甘藷を中心とした付加価値の高い露地野菜経営に水稻を加えた経営</p> <p>〈主な資本装備〉 トラクター30PS 1台 マルチ張り機 1台 乗用甘藷掘り取り機 1台 甘藷洗浄機 1台 低温倉庫 1棟 乾燥ボイラー 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟 田植機4条 1台 自脱型コンバイン 3条刈 1台</p> <p>〈土地利用, 技術等〉 連作障害を回避するために, 緑肥・堆肥を活用する土づくりに取り組み, 高品質の甘藷生産に努める</p>	<p>三ツ星運動(生産履歴の記帳, 衛生加工の実施, 適正品質表示の実践)に取り組むことにより, 消費者に安心・安全な干しいもの製造, 販売を図る</p> <p>農機具, 施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>複式簿記の記帳により, 財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し, 家族労働力の就業環境を整備する</p> <p>雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する</p>



10) 露地野菜＋水稻（加工甘藷＋食用甘藷＋水稻） [個別経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 水田 200a 普通畑 400a</p> <p>〈作付面積〉 食用甘藷 350a 加工甘藷 50a 水稻 200a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 2人 その他 臨時雇用 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 加工甘藷と食用甘藷を中心とした付加価値の高い露地野菜経営に水稻を加えた経営</p> <p>〈主な資本装備〉 トラクター30PS 1台 マルチ張り機 1台 乗用甘藷掘り取り機 1台 甘藷洗浄機 1台 低温倉庫 1棟 乾燥ボイラー 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 作業場 1棟 田植機4条 1台 自脱型コンバイン 3条刈 1台</p> <p>〈土地利用，技術等〉 連作障害を回避するために，緑肥・堆肥を活用する土づくりに取組み，高品質の甘藷生産に努める</p>	<p>三ツ星運動（生産履歴の記帳，衛生加工の実施，適正品質表示の実践）に取り組むことにより，消費者に安心・安全な干しものを製造，販売を図る</p> <p>農機具，施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>複式簿記の記帳により，財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し，家族労働力の就業環境を整備する</p> <p>雇用条件の整備により臨時雇用労働力を確保する</p>

11) 普通作（水稲＋小麦＋大豆＋作業受託） [集落営農経営体]

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>〈経営面積〉 水田 45ha (うち借地 25ha)</p> <p>〈作付面積〉 水稲 20ha 小麦 10ha 大豆 10ha 作業受託 水稲 15ha (3 作業以上・販売名義・処分権有)</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 3人 補助的従事者 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉 おおむね 1 集落内の農家から農地管理、機械作業を受託された担い手農家 3 軒による集落営農経営</p> <p>〈資本装備〉 トラクター70PS, 50PS 各 1 台 田植機 6 条 1 台 自脱型コンバイン 5 条刈 1 台 汎用コンバイン刈幅 2m 1 台 乗用管理機 1 台 乾燥機 50 石 2 基 フォークリフト 1 台 トラック 1.5 t 1 台 軽トラック 1 台</p> <p>〈土地利用, 技術等〉 ブロックローテーションにより, 水稲, 麦, 大豆を作付けする</p>	<p>農機具, 施設の耐用年数以上の使用により減価償却費を削減する</p> <p>借地が拡大するため, 地主との信頼関係を密にして貸借関係の維持に努める</p> <p>企業的経営体となるため, 組合の法人化を進める</p> <p>農繁期のピークを少なくするため, 作業分担を配慮した作付計画を作成する</p> <p>構成員の役割分担を明確にすることにより, 効率的作業に努める</p> <p>複式簿記の記帳により, 財務管理の徹底を図る</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定を締結し, 家族労働力の就業環境を整備する</p>

### 3-2 新規就農者の営農モデル

東海村における新規就農者の営農モデルに関しては、東海村「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成26年9月）の「第6 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項」に、「1 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」とともに、「2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」として、主要な営農類型（10類型）が示されています。以下に抜粋します。

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人＋臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
1 普通作 (水稲+小麦+大豆)	〈経営面積〉 水田  〈作付面積〉 水稲 7ha 小麦 3ha 大豆 2ha	〈経営の特徴〉 ・親族からの継承を前提とした普通作経営 ・水稲・麦・大豆の2年3作体系  〈主な資本整備〉 トラクター 2台 コンバイン 2台 乾燥機 3台	複数簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う  青色申告の実施  財務分析による経営診断の実施  資金繰り、返済計画の作成と実行	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止  農繁期においても週1日程度の休暇を取得
2 施設野菜 (いちご)	〈経営面積〉 水田 16a (うち施設 16a)  〈作付面積〉 いちご 16a	〈経営の特徴〉 夜冷育苗、ウォーターカーテンによる促成栽培  〈主な資本整備〉 パイプハウス 16a ウォーターカーテン 炭酸ガス供給器	労働力確保や農作業環境の改善など 労務管理の実施	
3 施設野菜 (トマト+きゅうり)	〈経営面積〉 普通畑 20a (うち施設 20a)  〈作付面積〉 トマト 20a きゅうり 20a	〈経営の特徴〉 共同選果場を利用した経営  〈主な資本整備〉 パイプハウス 20a 灌水設備一式 トラクター 1台		
4 露地野菜 (なす+ねぎ)	〈経営面積〉 普通畑 50a  〈作付面積〉 ねぎ 25a なす 25a	〈経営の特徴〉 果実及び葉茎菜による集約的露地野菜経営  〈主な資本整備〉 トラクター 1台 マルチャー 1台 支柱穴掘り機 1台 ねぎ移植機 1台 ねぎ皮剥ぎ機 1台		
5 露地野菜 (だいこん+キャベツ+かぼちゃ+とうもろこし)	〈経営面積〉 普通畑 220a  〈作付面積〉 だいこん 60a キャベツ 110a かぼちゃ 10a とうもろこし 110a	〈経営の特徴〉 根菜、葉茎菜による土地利用型露地野菜経営  〈主な資本整備〉 トラクター 1台 移植機 1台 マルチャー 1台 洗浄機 1台		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
6 果樹 (ぶどう)	〈経営面積〉 樹園地 90a  〈作付面積〉 ぶどう(雨よけ) 70a ぶどう(露地) 20a	〈経営の特徴〉 直売(所)主体の果樹経営 〈主な資本整備〉 簡易被覆ハウス 70a 直売施設兼作業所 1棟 防除機 1台 草刈り機 1台	複式簿記記帳の 実施による経営 と家計の分離を 行う  青色申告の実施	農繁期における 臨時雇用者の確 保による過重労 働の防止  農繁期において も週1日程度の 休暇を取得
7 普通作 (水稲+甘 藷)	〈経営面積〉 水稲 2ha 甘藷 1.5ha	〈経営の特徴〉 親族からの継承を前提とした 普通作経営 〈主な資本整備〉 トラクター 1台 田植え機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 洗浄機 1台 マルチャー 1台 精米機 1台	財務分析による 経営診断の実施  資金繰り, 返済計 画の作成と実行  労働力確保や農 作業環境の改善 など労務管理の 実施	
8 普通作 (水稲+加 工甘藷)	〈経営面積〉 水稲 2ha 加工甘藷 50a	〈経営の特徴〉 親族からの継承を前提とした 普通作経営 (主な資本整備) トラクター 1台 田植え機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 ボイラー 1台 マルチャー 1台 精米機 1台		
9 加工甘藷+ 施設野菜 (トマト, 小松菜)	〈経営面積〉 加工甘藷 50a トマト 10a コマツナ 5a  コマツナ延べ 20a	〈経営の特徴〉 親族からの継承と施設を利用 した周年栽培による経営 〈主な資本整備〉 トラクター 1台 パイプハウス 20a 灌水設備一式 予冷庫 1棟		
10 甘藷+露地 野菜 (ねぎ+に んじん)	経営面積 甘藷 40a 露地野菜 1.5ha 内訳 ねぎ 80a にんじん 30a 他露地野菜 40a	〈経営の特徴〉 共販を利用した安定的な出荷 〈主な資本整備〉 トラクター 1台 ネギ移植機 1台 ネギ皮剥ぎ機 1台 マルチャー 1台 洗浄機 1台		

## ◆資料 4 東海村農業振興に関するアンケート調査結果

### ○農家に対するアンケート調査の結果

#### 1. アンケート概要

- 1) アンケート期間 : 平成 26 年 10 月 14 日～10 月 31 日
- 2) アンケート対象者 : 村内の J A 常陸組合員 (土地持ち非農家を含む)
- 3) 配布実績 : 900 件
- 4) 回答実績 : 163 件
- 5) 回収率 : 18%

農家アンケートの回収数は 163 名であった。アンケート結果の取り扱いにおいて、対象者に対してアンケートの回収率が極めて低かったことに留意する必要がある。

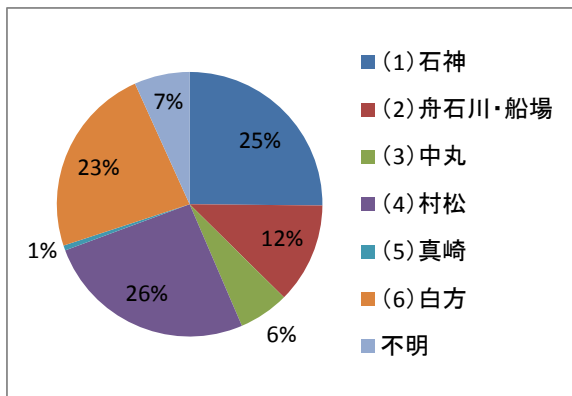
地区別にみると回収率に偏りがある。とくに真崎地区の回収数は僅か 1 件である【問 2】。

#### 【問 2】地区別回答者数と回収率 (※)

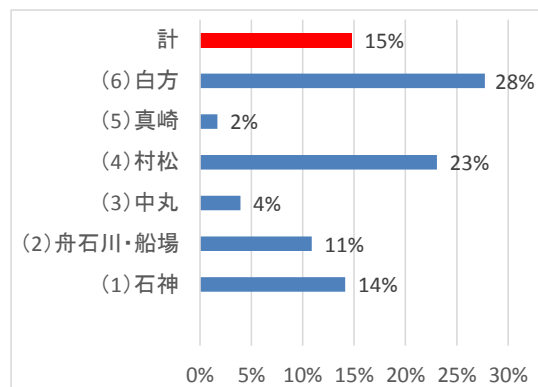
項目	件数 ①	割合	回収率 ①/②	2010年農林業センサス			
				母数計 ②	農業 経営体	自給的 農家	土地持 非農家
(1)石神	41	25%	14%	290	124	106	60
(2)舟石川・船場	20	12%	11%	184	85	47	52
(3)中丸	10	6%	4%	254	124	65	65
(4)村松	42	26%	23%	182	78	55	49
(5)真崎	1	1%	2%	59	11	25	23
(6)白方	38	23%	28%	137	63	39	35
(不明)	11	7%					
計	163	100%	15%	1,106	485	337	284

※地区別 J A 組合員数が不明のため、2010 年農林業センサス調査における「農業経営体」「自給的農家」「土地持ち非農家」の総数を母数と仮定して地区別回収率を算出。

【サンプルの地区別構成割合】



【2010 センサスデータを母数と仮定した地区別回収率】



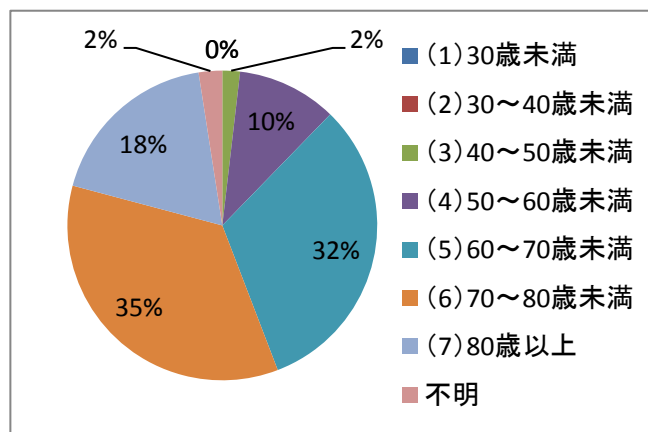
## 2. 結果の概要

### (1) 労働力

- ・60歳以上の回答者がサンプル全体の85%であり【問1】、高齢化がきわめて進行していることが再確認できる。
- ・家族労働力が1人の農家、いわゆる「ワンマン・ファーム」がサンプル全体の4割を占めている【問4・問5 組み合わせ】
- ・常時あるいは臨時の雇用労働力を導入している農家数は16戸で、サンプル全体の10%にすぎない。大半の農家は、家族労働力のみで営農している。雇用労働力導入農家の大半は臨時雇用をみの導入（12戸）であり、農繁期のみの雇用が主体となっている。【問5】

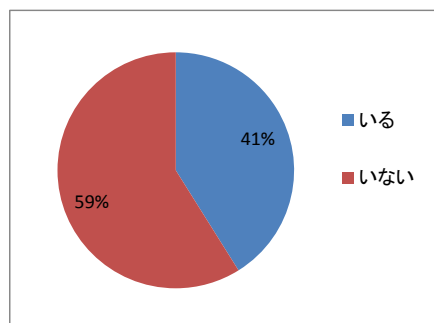
### 【問1】年齢別回答者

項目	件数	割合
(1) 30歳未満	0	0%
(2) 30～40歳未満	0	0%
(3) 40～50歳未満	3	2%
(4) 50～60歳未満	17	10%
(5) 60～70歳未満	52	32%
(6) 70～80歳未満	57	35%
(7) 80歳以上	30	18%
不明	4	2%
計	163	100%



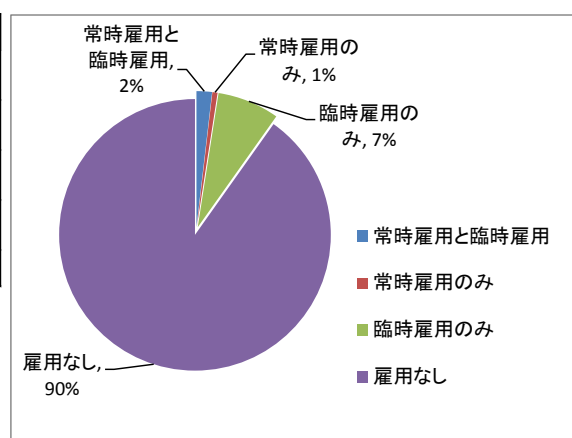
【問4・問5 組み替え】 回答者以外の家族労働力の有無

項目	件数	割合
いる	67	41%
いない	96	59%
計	163	100%



【問5】 雇用労働力の有無

項目	件数	割合
常時雇用と臨時雇用	3	2%
常時雇用のみ	1	1%
臨時雇用のみ	12	7%
雇用なし	147	90%
計	163	100%



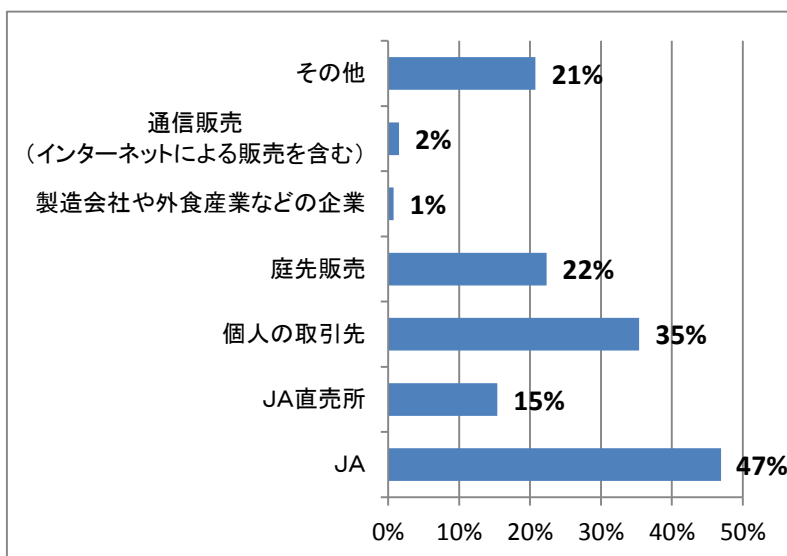
(2) 出荷先

- ・出荷先は多様で、複数の出荷先を持つ農家も多い。最も選択されているのはJA (47%) であるが、次いで、個人の取引先 (35%)、庭先販売 (22%) が上位で、組織的な販路に頼らず、個人での販路確保を行っている実態が窺える。これと比較して、JA直売所へ出荷している農家割合は小さくなっている (15%)。また選択枝に設けた企業への販売 (1%) や通信販売 (2%) は、現状では一般的な販路とはなっていない。【問6】

【問6】 作物の主な出荷先 (複数回答)

項目	件数	割合
JA	61	47%
JA直売所	20	15%
個人の取引先	46	35%
庭先販売	29	22%
製造会社や外食産業などの企業	1	1%
通信販売 (インターネットによる販売を含む)	2	2%
その他	27	21%
問6の回答者人数	130	100%





### (3) 今後の経営意向【問7】

- ・農地の受け手は極めて少ない。「経営規模を拡大したい」の回答者は、全体のなかで僅か4人(2%)であった。
- ・経営規模拡大意向農家4戸の概要は以下の通り。

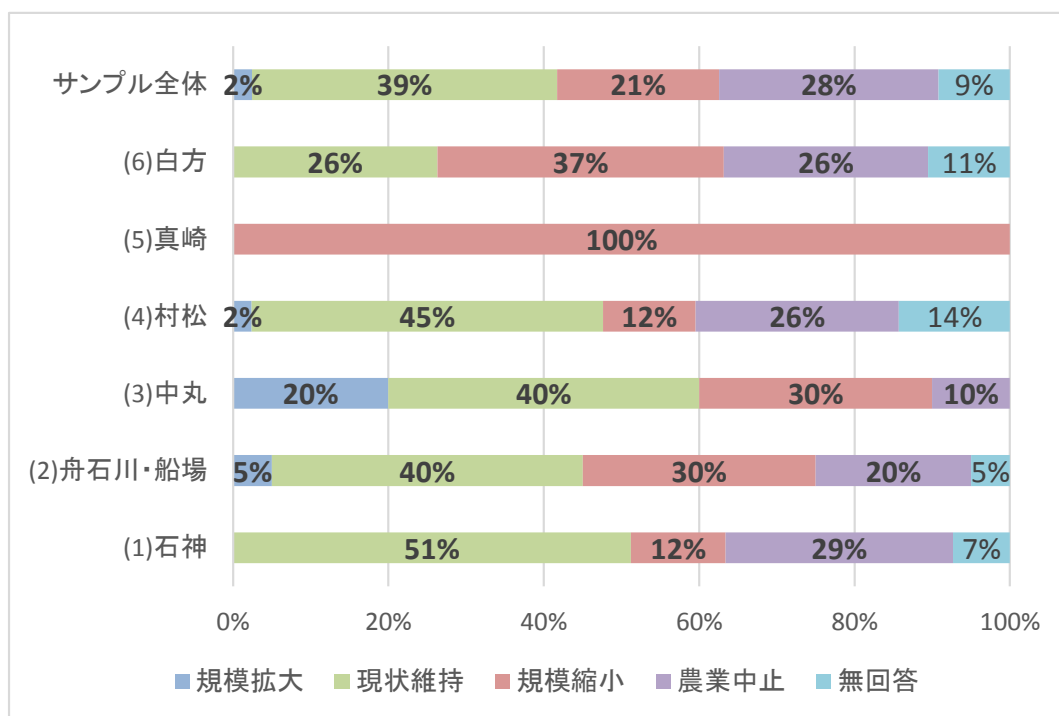
- ① 村松地区, 60歳代, 田142a(うち85a借地)畑0.8a, II兼(家族労働力2人)
- ② 中丸地区, 50歳代, 田23a畑540a(全て自作地), 専業(家族労働力3人, 常雇1人, 臨時雇15人)
- ③ 中丸地区, 50歳代, 田60a畑60a(全て自作地), I兼(家族労働力1人)
- ④ 舟石川・船場地区, 60歳代, 畑200a(全て自作地), 専業(家族労働力2人, 常雇1人, 臨時雇2人)

※①は田作のウェイトが高い農家であり、田の拡大意向と考えられるが、60歳代の家族労働力のみでII兼農家であり、拡大面積は限られると推測される。一方、②④は雇用労働力も導入している畑作のウェイトが高い農家であり、畑の拡大意向と考えられる。③の拡大希望地目はアンケートからは推量不明。

- ・石神地区・真崎地区・白方地区ではアンケート回答者に農地の受け手が不在。
- ・一方、農地の出し手は多い。経営規模縮小・離農意向を示した回答者が半数以上。農地の供給過多により、今後、遊休農地の増大が危惧される。
- ・農地の供給圧力が最も強いのは白方地区(農地の出し手が回答者の63%)であり、農地の受け手もゼロであったことから、今後の農地保全が最も危ぶまれる地区である。

【問 7】 今後の経営規模に関する意向

	規模 拡大	現状 維持	規模 縮小	農業 中止	無回 答	総計
(1)石神		21	5	12	3	41
(2)舟石川・船場	1	8	6	4	1	20
(3)中丸	2	4	3	1		10
(4)村松	1	19	5	11	6	42
(5)真崎			1			1
(6)白方		10	14	10	4	38
不明		2		8	1	11
総計	4	64	34	46	15	163



(4) 経営の今後の取り組み

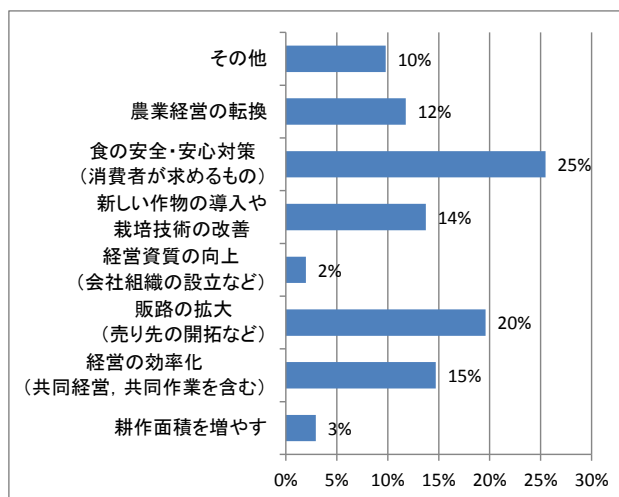
- ・自身の経営に必要な今後の取り組みとしては、「消費者が求める食の安全・安心対策」(25%)、「販路の拡大」(15%)が上位を占めた。耕地面積の拡大志向は極めて乏しく(3%)、現状の経営規模での農業所得の確保を志向していると考えられる意見が多かった。【問 8】。
- ・売れる農作物のために必要な取り組みとしては、「地産地消の推進」(25%)、「消費者との信頼関係」(20%)が上位を占め、地元消費者との信頼関係を構築し、地産地消をさらに推進していく方向性については一定の支持が得られるものと考えられる。【問 9】
- ・一方で、「特別栽培」(13%)、「高付加価値化」(9%)についても一定数の回答がみられた。これら差別化、付加価値化の取り組みに意欲があると考えられる

農家に対しては、生産技術取得や販路開拓等での支援も検討する必要がある。

【問 9】

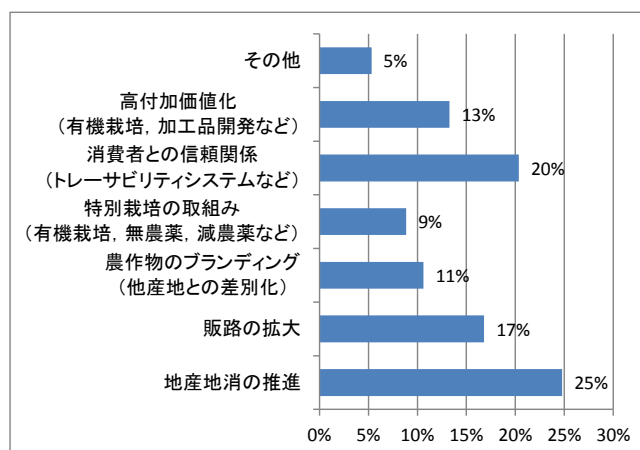
【問 8】(自身の経営の) 今後の取り組みとして何が必要か (2つまで複数回答)

項目	件数	割合
耕作面積を増やす	3	3%
経営の効率化 (共同経営, 共同作業を含む)	15	15%
販路の拡大 (売り先の開拓など)	20	20%
経営資質の向上 (会社組織の設立など)	2	2%
新しい作物の導入や 栽培技術の改善	14	14%
食の安全・安心対策 (消費者が求めるもの)	26	25%
農業経営の転換	12	12%
その他	10	10%
計	102	100%



【問 9】「売れる農作物」のためにどんな取り組みが必要か (2つまで複数回答)

項目	件数	割合
地産地消の推進	28	25%
販路の拡大	19	17%
農作物のブランディング (他産地との差別化)	12	11%
特別栽培の取組み (有機栽培, 無農薬, 減農薬など)	10	9%
消費者との信頼関係 (トレーサビリティシステムなど)	23	20%
高付加価値化 (有機栽培, 加工品開発など)	15	13%
その他	6	5%
計	113	100%



(5) 経営縮小・中止農家の今後の意向 【問 10】

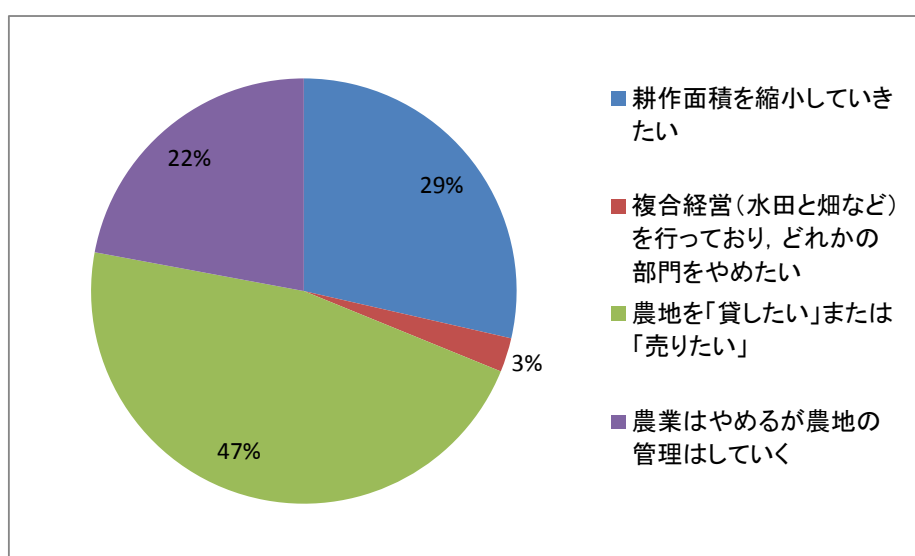
- ・「農地を貸したいまたは売りたい」の回答割合が 47%と半数近くを占めた。これらの農地の受け手がみつからず、流動化が進まないまま耕作が中止された場合、荒廃農地の増大が危惧される。
- ・一方で、「農業はやめるが農地の管理はしていく」の回答割合が 22%を占めている。農地の資産保有意向と理解できる。これらの農地については、管理の継続によって荒廃農地化は回避できようが、農地の有効活用の観点からは流動

化を図っていくことが望ましい。

- ・上記については、経営縮小・中止農家がきわめて多いため、喫緊の課題となる。

【問 10】 経営規模縮小・農業中止を希望する農家の今後の意向

項目	件数	割合
耕作面積を縮小していきたい	22	27%
複合経営(水田と畑など)を行っており、どれかの部門をやめたい	3	4%
農地を「貸したい」または「売りたい」	37	45%
農業はやめるが農地の管理はしていく	21	25%
計	83	100%



(6) 耕作していない所有農地

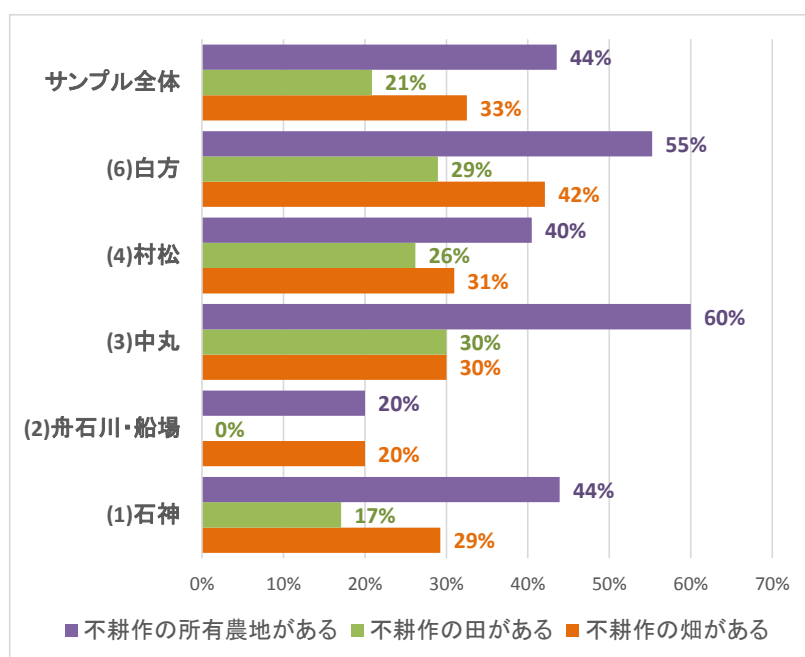
- ・耕作していない所有農地がある回答者の割合は 44%。地目別にみると、不耕作田がある回答者の割合が 21%、不耕作畑のある回答者の割合が 33%であり、畑の方が不耕作となる傾向がやや強い。【問 11-a】
- ・地区別にみると、耕作していない所有地がある回答者の割合は、中丸地区 (60%)、白方地区 (55%) で大きい。一方、舟石川・船場地区 (20%) では比較的小さい。【問 11-a】
- ・耕作していない所有農地の管理率は、地目別にみると田が 50% (456a/920a)、畑が 73% (1,228a/1,672a) となっており、不耕作になった田の管理は放棄される傾向が強い。【問 11-b】
- ・不耕作になった田の管理率を地区別にみると、最も高い白方地区では 74%であるが、他地区は平均より低くなっている (村松地区 43%、中丸地区 25%、石神地区 8%)。地区座談会でも言及があったように、小区画田や法面管理の

負担が大きい傾斜田について耕作が放棄されているものと推測される。【問 11-b】

- ・耕作していない理由として、労働力要因が最も多く回答された（35%）。次いで土地条件（19%）、農産物価格（17%）が理由として挙げられた。【問 12】

【問 11-a】 耕作していない所有農地

	不耕作の所有農地がある		不耕作の田がある		不耕作の畑がある		サンプル数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
(1)石神	18	44%	7	17%	12	29%	41
(2)舟石川・船場	4	20%	0	0%	4	20%	20
(3)中丸	6	60%	3	30%	3	30%	10
(4)村松	17	40%	11	26%	13	31%	42
(5)真崎	0	0%	0	0%	0	0%	1
(6)白方	21	55%	11	29%	16	42%	38
不明	5	45%	2	18%	5	45%	11
サンプル全体	71	44%	34	21%	53	33%	163

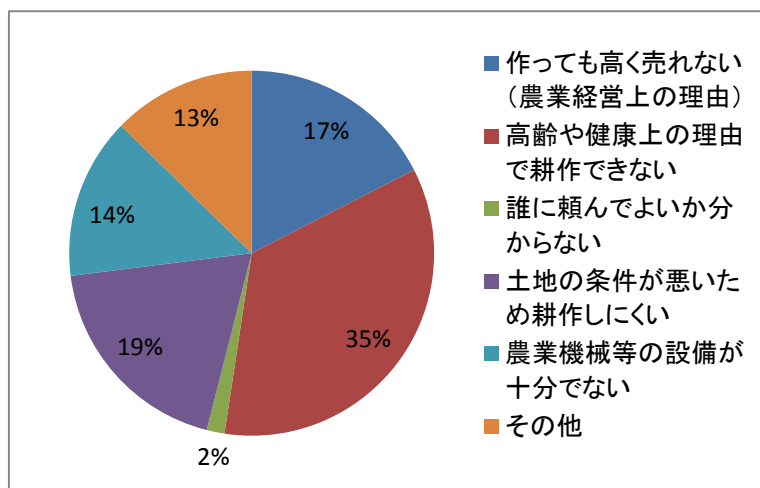


【問 11-b】 地目別の不耕作農地面積と管理率

	不耕作の田			不耕作の畑		
	面積(a)	うち管理面積(a)	管理率	面積(a)	うち管理面積(a)	管理率
(1)石神	121	10	8%	193	192	100%
(2)舟石川・船場	0	0	-	260	190	73%
(3)中丸	40	10	25%	67	17	25%
(4)村松	210	90	43%	223	156	70%
(5)真崎	0	0	-	0	0	-
(6)白方	442	326	74%	638	421	66%
不明	107	20	19%	292	252	86%
サンプル全体	920	456	50%	1,672	1,228	73%

【問 12】 耕作していない理由

項目	件数	割合
作っても高く売れない(農業経営上の理由)	11	17%
高齢や健康上の理由で耕作できない	22	35%
誰に頼んでよいか分からない	1	2%
土地の条件が悪いため耕作しにくい	12	19%
農業機械等の設備が十分でない	9	14%
その他	8	13%
計	63	100%

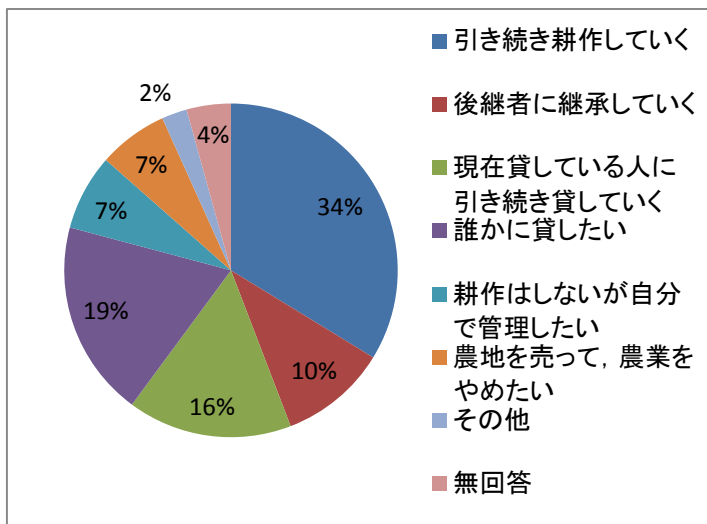


(7) 耕作地・所有地の5年後の想定【問13】

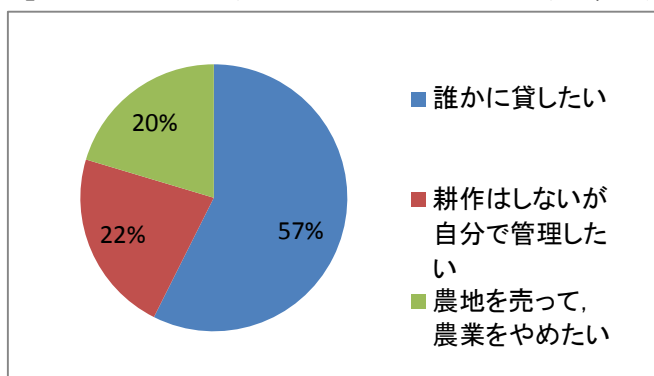
- ・(後継者への継承を含めて)自分の経営で耕作していくとの回答は46%であり、半数を下回った。
- ・そのほかの回答選択枝で、すでに農地の借り手を確保している農家を除く、今後の耕作中止希望農家(54人)の希望をみると、貸借希望が31人(57%)、貸借・売却を行わず管理12人(22%)、売却希望が11人(20%)となった。前者2つについては農地の流動化を図っていく必要がある。売却希望についての多くは転用売却希望と考えられることから、スプロール的な転用とならないような取り組みが必要である。

【問13】耕作(または所有)農地の5年後の想定

項目		件数	割合	①に占める割合
自分の経営で耕作を継続	引き続き耕作していく	55	35%	
	後継者に継承していく	17	11%	
現在貸している人に引き続き貸していく		26	17%	
今後5年間に耕作中止が想定される農家①	誰かに貸したい	31	20%	57%
	耕作はしないが自分で管理したい	12	8%	22%
	農地を売って、農業をやめたい	11	7%	20%
その他		4	3%	
計		156	100%	



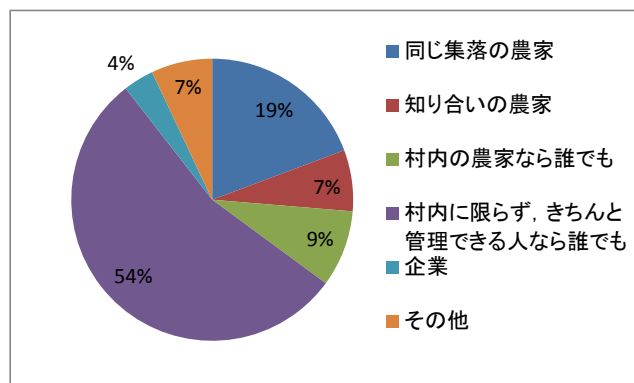
【今後 5 年間に耕作中止が想定される農家の所有農地に対する意向】



- ・農地を貸す相手は、「村内に限らず、きちんと管理できる人なら誰でも」良いとの回答が過半を超えた。「同集落」「知り合い」など、顔が見える相手への貸与希望は全体の4分の1程度に止まった。【問 14】
- ・農地の貸出に当たって不安な点としては、周囲の農地への影響が気になり、借り手の農地の使い方を危惧する意見が最も多かった。関連するが、借り手の耕作中止による耕作放棄も懸念されている。また、農地を返してもらえないことを懸念する回答も一定数みられた。村が公社として借り手に参入した場合、貸し手が持っているこれらの懸念は払拭される可能性が高い。【問 15】

【問 14】 どんな人になら農地を貸すことができるか

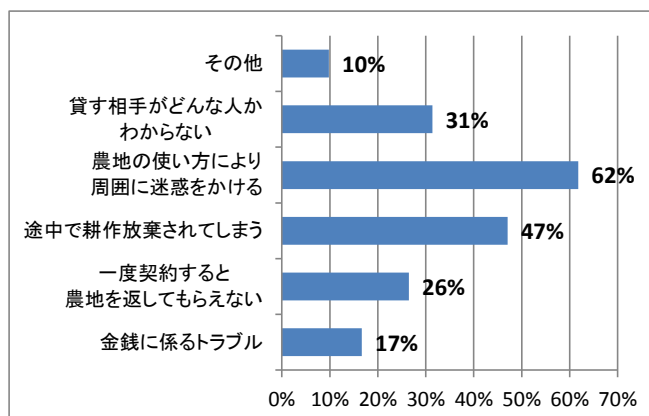
項目	件数	割合
同じ集落の農家	11	19%
知り合いの農家	4	7%
村内の農家なら誰でも	5	9%
村内に限らず、きちんと管理できる人なら誰でも	31	54%
企業	2	4%
その他	4	7%
計	57	100%





【問 15】 農地を貸すときに不安に思うこと

項目	件数	割合
金銭に係るトラブル	17	17%
一度契約すると農地を返してもらえない	27	26%
途中で耕作放棄されてしまう	48	47%
農地の使い方により周囲に迷惑をかける	63	62%
貸す相手がどんな人かわからない	32	31%
その他	10	10%
回答者数	102	100%

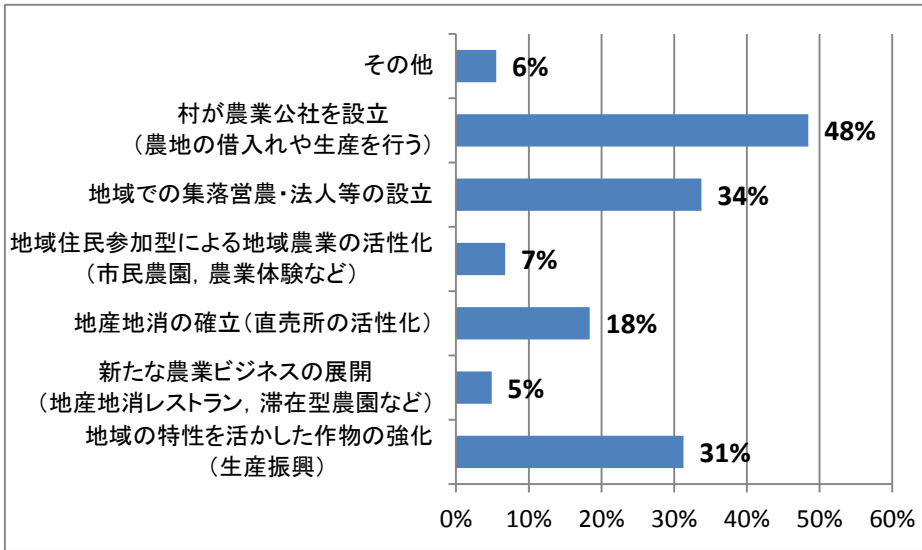


(9) 地域農業の存続に必要な新しい農地の受け手について

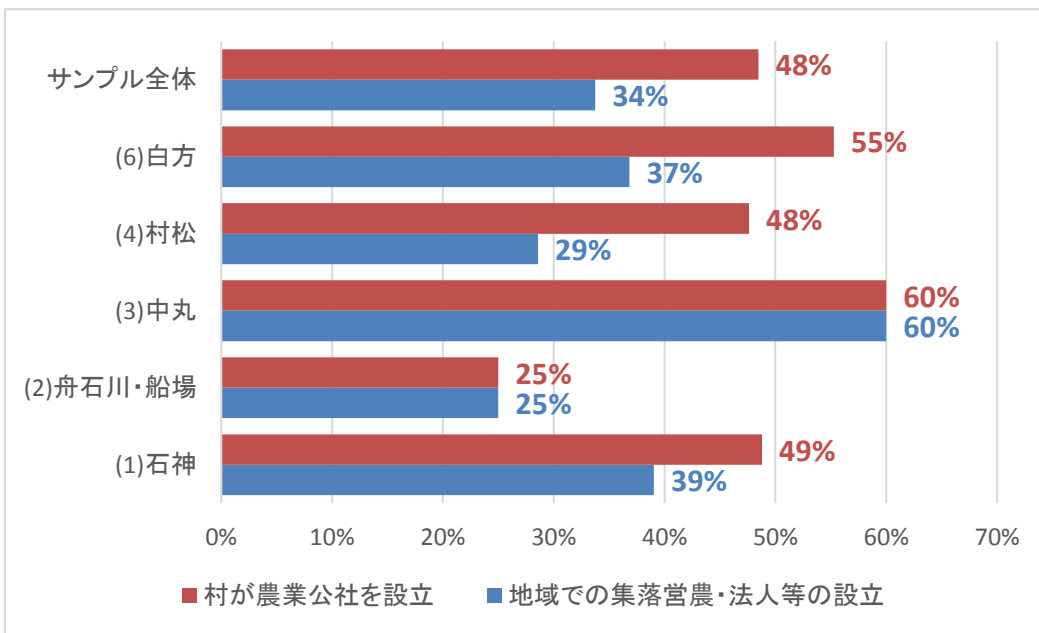
- ・農地の借入や生産を行う，村の農業公社の設立に対して半数弱の支持が得られている。(全サンプルの48%が支持)【問 16-a】
- ・一方で，地域での集落営農・法人設立に対しても一定数の支持が得られている(全サンプルの34%が支持)。公社を設立したとしても，村内全ての農地を守ることは困難と考えられることから，集落営農・法人の設立意向が強い地区については，集落営農・法人設立に向けた合意形成を計っていくべきと考えられる。【問 16-a】
- ・地区別にみると，集落営農・法人設立の支持率が公社の支持率を上回った地区は無かったものの，中丸地区(60%)，石神地区(39%)，白方地区(37%)ではサンプル全体での集落営農・法人設立の支持率を上回っている。これらの地区では集落営農・法人の設立に向けた地域への働きかけも行っていくべきではないか。【問 16-b】

【問 16-a】 地域農業の存続に必要な方策 (2つまで複数回答)

項目	件数	割合
地域の特性を活かした作物の強化(生産振興)	51	31%
新たな農業ビジネスの展開(地産地消レストラン, 滞在型農園など)	8	5%
地産地消の確立(直売所の活性化)	30	18%
地域住民参加型による地域農業の活性化(市民農園, 農業体験など)	11	7%
地域での集落営農・法人等の設立	55	34%
村が農業公社を設立(農地の借入れや生産を行う)	79	48%
その他	9	6%
アンケート回答者数	163	100%



【問 16-b】 地区別の農業公社に対する支持率, 集落営農・法人設立に対する支持率



(10) 農地転用, ゾーニングに対する意見【問 18】

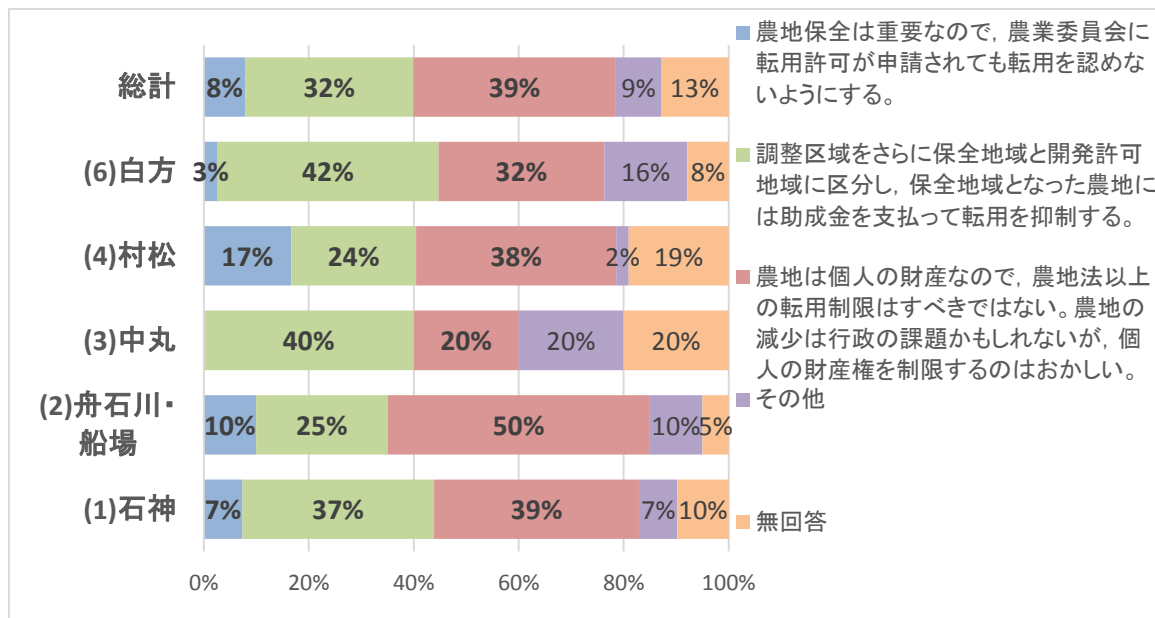
- ・転用申請の不許可, あるいは調整区域内のゾーニングによる転用抑制に賛成する意見の回答者が合わせて 65 人 (40%) であり, 農地法以上の転用制限に反対する意見の回答者 63 人 (39%) を僅かに上回った。
- ・地区別にみると, 舟石川・船場地区で, 農地法以上の転用制限に反対する意見の回答者が 50%と半数に達している。しかし, 同地区内に転用申請不許可を

望む農業者も一定数（10%）いることに配慮が必要である。

- ・農業振興の観点からは、地主側では無く耕作者側に立った判断が必要と考えられる。
- ・しかしながら村民が増加しており、一定の転用需要もあるため、村の土地利用計画の見直し（調整区域の再ゾーニングや交換分合）も検討すべきではないだろうか。

【問 18】 どのようにしたら農地の減少を止められると思うか

	農地保全是重要なので、農業委員会に転用許可が申請されても転用を認めないようにする。	調整区域をさらに保全地域と開発許可地域に区分し、保全地域となった農地には助成金を支払って転用を抑制する。	農地は個人の財産なので、農地法以上の転用制限はすべきではない。農地の減少は行政の課題かもしれないが、個人の財産権を制限するのはおかしい。	その他	無回答	総計
(1)石神	3	15	16	3	4	41
(2)舟石川・船場	2	5	10	2	1	20
(3)中丸		4	2	2	2	10
(4)村松	7	10	16	1	8	42
(5)真崎			1			1
(6)白方	1	16	12	6	3	38
不明		2	6		3	11
総計	13	52	63	14	21	163



## ○一般消費者に対するアンケート調査の結果

### 1. アンケート概要

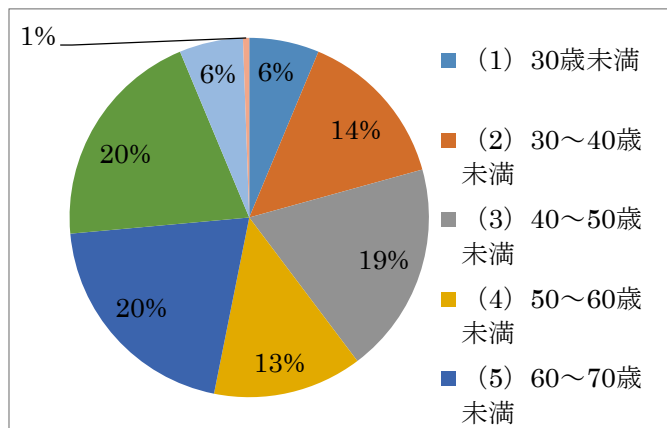
- 1) アンケート期間 : 平成 26 年 10 月 14 日～10 月 31 日  
 2) アンケート対象者 : 村内在住の 20 歳以上の方の中から、無作為抽出した 1,500 人を対象  
 3) 配布実績 : 1,500 件  
 4) 回答実績 : 715 件  
 5) 回収率 : 47.7%

消費者アンケートの回収数は 715 名、回収率は 47.7%。一般市民へのアンケートとしては、回収率は高いといえる。回答者は、女性が 58%とやや多い【問 2】。

地区別の回答者数では、エリアの小さい真崎のサンプル数が少ないが、その他の地区は、一定数の回答数を確保できた【問 3】。

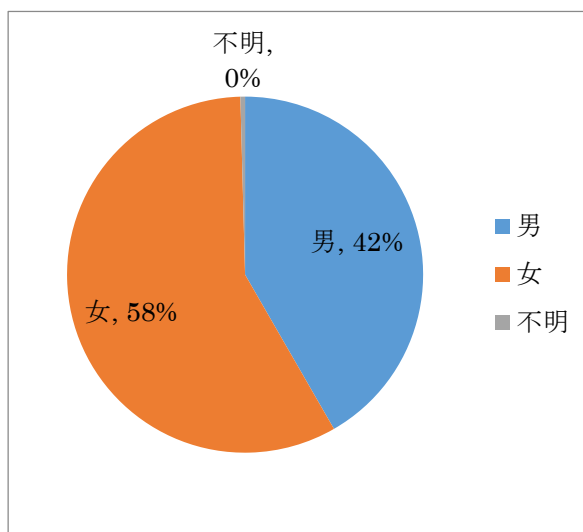
#### 【問 1】年齢階層

項目	件数	割合
(1) 30 歳未満	45	6%
(2) 30～40 歳未満	103	14%
(3) 40～50 歳未満	136	19%
(4) 50～60 歳未満	96	13%
(5) 60～70 歳未満	146	20%
(6) 70～80 歳未満	144	20%
(7) 80 歳以上	41	6%
不明	4	1%
計	715	100%



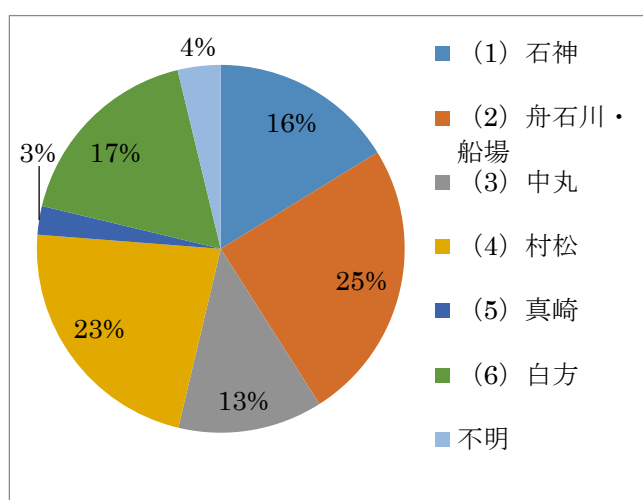
## 【問 2】 性別

項目	件数	割合
男	298	42%
女	414	58%
不明	3	0%
計	715	100%



## 【問 3】 地区別回答者数

項目	件数	割合
(1)石神	116	16%
(2)舟石川・船場	177	25%
(3)中丸	91	13%
(4)村松	161	23%
(5)真崎	18	3%
(6)白方	125	17%
不明	27	4%
計	715	100%



## 2. 結果の概要

### (1) 農産物の購買行動

#### <お米と野菜の購入>

・お米の購入については、「知り合いの農家から購入または分けてもらう」（いわゆる縁故米）が33%にのぼる（回答者数707名中の割合は44%）。全体では、スーパーで購入が36%と最も多い。JA直売所は7%と少ない。野菜の購入につい

では、スーパーが 52%【問 4】

→野菜は、村内直売所，JA 直売所は合わせても 27%。直売所の販売はやや苦戦か。

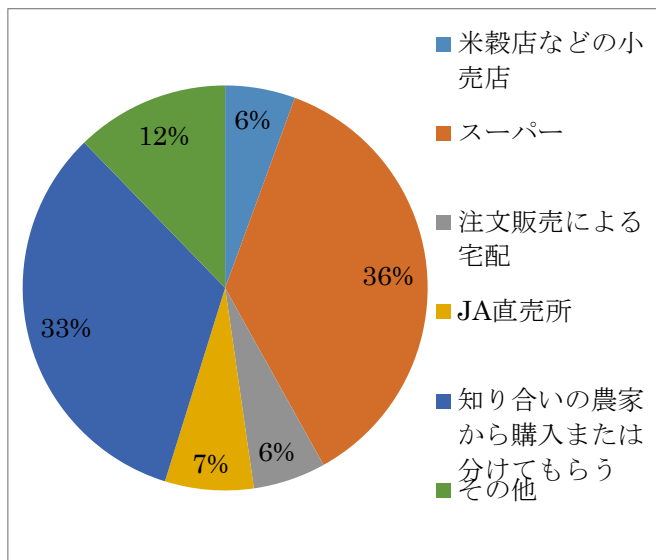
【問 4】あなたのご家庭では、米や野菜を主にどこから購入していますか。

(米・野菜それぞれについて、最もあてはまると思う項目 2 つを選択。)

○米

項目	件数	割合
米穀店などの小売店	53	6%
スーパー	344	36%
注文販売による宅配	55	6%
JA 直売所	67	7%
知り合いの農家から購入または分けてもらう	312	33%
その他	116	12%
計	947	100%

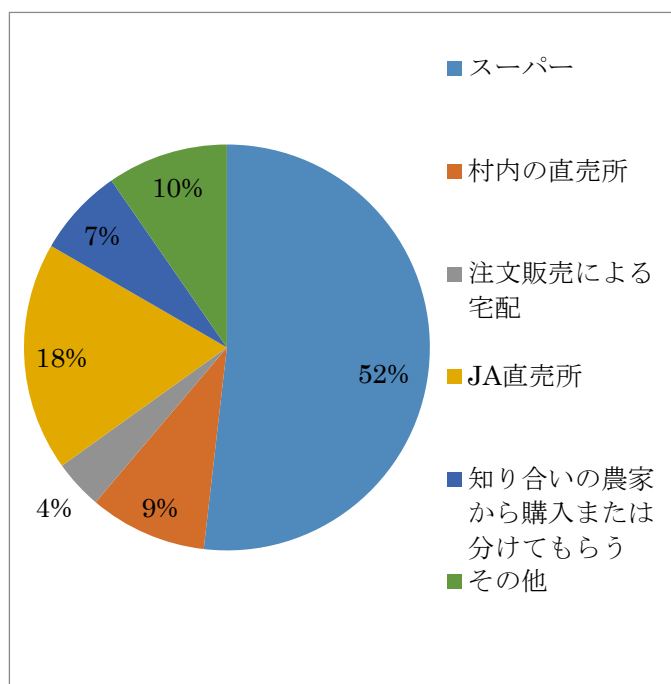
(複数回答 回答者数：707 名)



○野菜

項目	件数	割合
スーパー	597	52%
村内の直売所	108	9%
注文販売による宅配	45	4%
JA 直売所	210	18%
知り合いの農家から購入または分けてもらう	81	7%
その他	111	10%
計	1152	100%

(複数回答 回答者数：705 名)



(補足)

年齢層別（クロス集計）にみると、大きな傾向の違いはないが、60歳未満の世代は、JA直売所の利用が相対的に少ない。

→ 勤めをしている方は、スーパーに比べて閉店時間が早い、直売所の営業時間内での購入が難しいものと推測される。

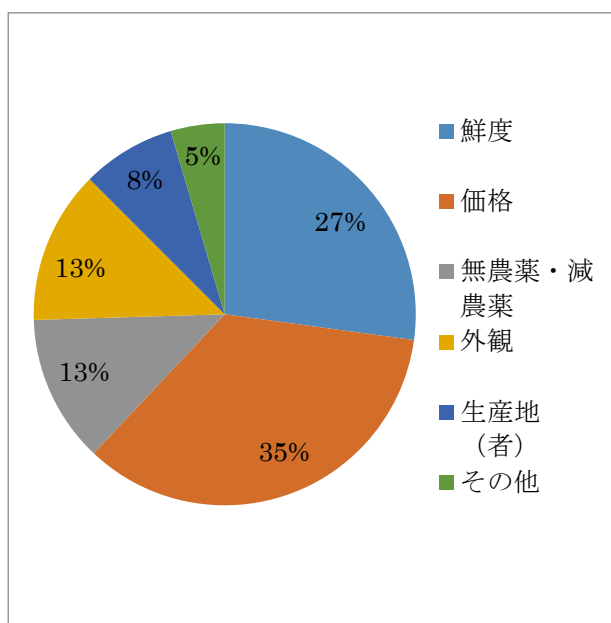
<農産物購入時の留意点>

・農産物を購入するときに留意する点については、「価格」、「鮮度」の2大要素が評価されている【問5】。→ 一般的な消費者調査にみられる傾向とも概ね合致する。

【問5】あなたの家庭では、農産物を購入するときに留意することは何ですか。  
(最もあてはまると思う項目3つに○をつけてください)

項目	件数	割合
鮮度	517	27%
価格	664	35%
無農薬・減農薬	238	13%
外観	247	13%
生産地(者)	151	8%
その他	87	5%
計	1904	100%

(複数回答 回答者数：710名)

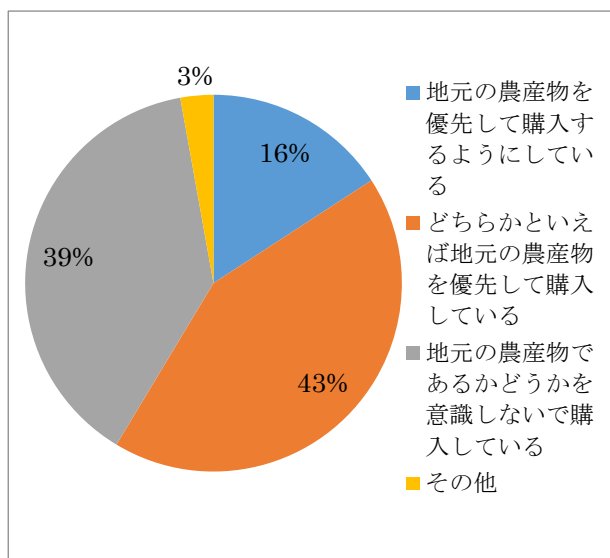


<地元農産物への意識>

・地元の農産物への意識は、「地元の農産物を優先して購入」は16%と多くない。しかし、「どちらかといえば地元農産物を優先」を合わせると約6割。一方、約4割の消費者が「地元の農産物かどうかを意識せずに購入」としている【問6】。

【問6】あなたの家庭では、東海村及び周辺の農産物の表示がある場合、どの程度優先して購入していますか。(最もあてはまると思う項目1つに○をつけてください)

項目	件数	割合
地元の農産物を優先して購入するようにしている	112	16%
どちらかといえば地元の農産物を優先して購入している	303	43%
地元の農産物であるかどうかを意識しないで購入している	273	39%
その他	20	3%
計	708	100%



<地元農産物が評価される理由>

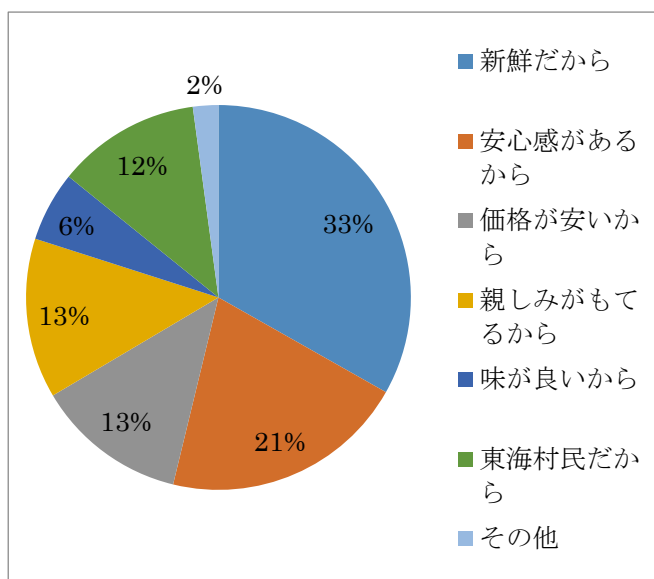
- ・地元農産物が評価されている要素は、「新鮮」、「安心感」【問7】。

【問7】(問6で1または2に○をつけた方におたずねします。)

あなたの家庭では、地元の農産物を優先して購入している理由は何ですか。(あてはまると思う項目すべてに○をつけてください)

項目	件数	割合
新鮮だから	311	33%
安心感があるから	193	21%
価格が安いから	119	13%
親しみがもてるから	126	13%
味が良いから	55	6%
東海村民だから	113	12%
その他	20	2%
計	937	100%

(複数回答 回答者数：434名)





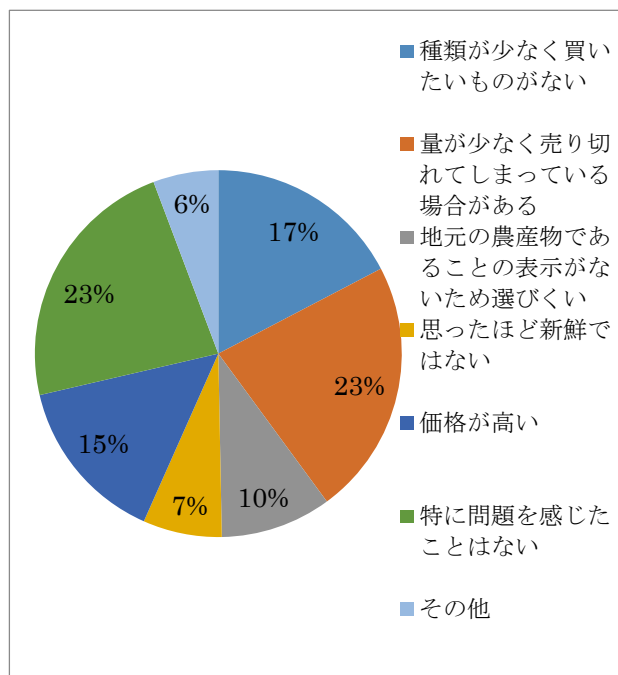
<地元農産物購入に際しての問題点>

・地元農産物の購入に際しての問題点では、「量が少なく売り切れてしまっている場合がある」、「価格が高い」、「種類が少ない」などが挙げられている【問8】。

【問8】あなたの家庭では、地元の農産物を購入する（したい）とき、感じた問題点がありますか。（あてはまると思う項目すべてに○をつけてください）

項目	件数	割合
種類が少なく買いたいものがない	172	17%
量が少なく売り切れてしまっている場合がある	224	23%
地元の農産物であることの表示がないため選びにくい	97	10%
思ったほど新鮮ではない	69	7%
価格が高い	146	15%
特に問題を感じたことはない	227	23%
その他	57	6%
計	992	100%

（複数回答 回答者数：673名）



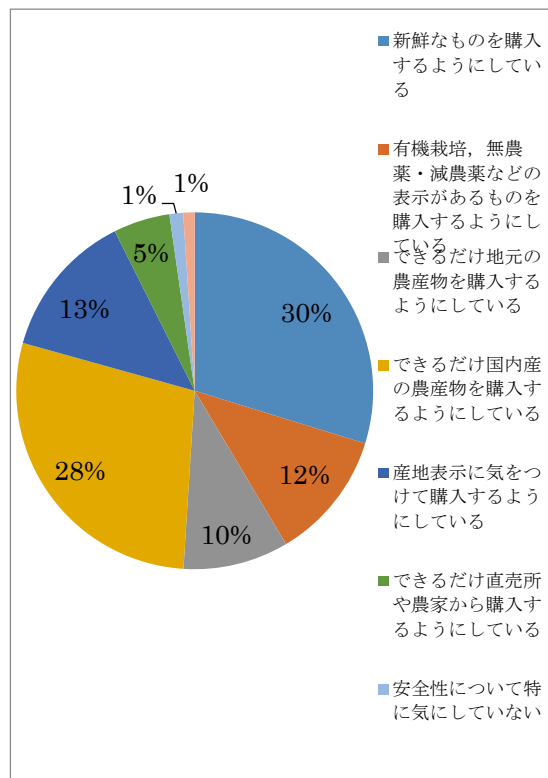
<農産物の安全性に対する意識>

・農産物の安全性に対する意識としては、「新鮮なものを購入」（30%）以外に、「できるだけ国内産」とする回答が多くみられる。一方、「有機栽培，無農薬・減農薬など表示があるものを購入」とする回答が12%みられる【問9】

【問9】あなたの家庭では、農産物の安全性に関して、気をつけていることは何ですか。（あてはまると思う項目すべてに○をつけてください）

項目	件数	割合
新鮮なものを購入するようにしている	576	30%
有機栽培，無農薬・減農薬などの表示があるものを購入するようにしている	226	12%
できるだけ地元の農産物を購入するようにしている	185	10%
できるだけ国内産の農産物を購入するようにしている	548	28%
産地表示に気をつけて購入するようにしている	257	13%
できるだけ直売所や農家から購入するようにしている	99	5%
安全性について特に気にしていない	24	1%
その他	20	1%
計	1935	100%

(複数回答 回答者数：669名)



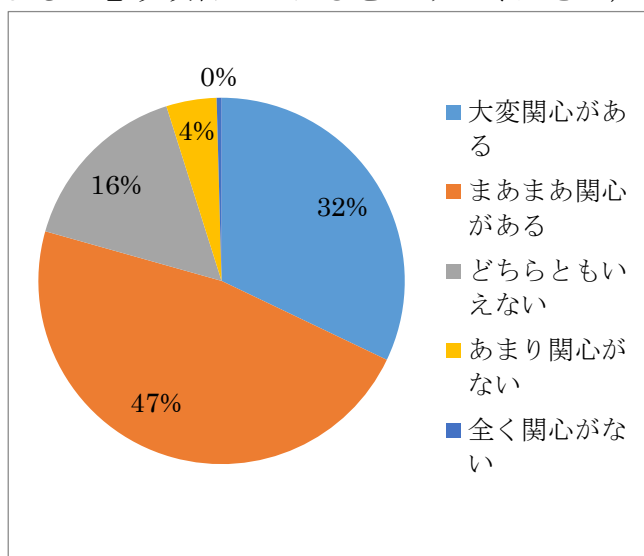
(2) 農業に対する意識

・農業への関心は、「大変関心がある」、「まあまあ関心がある」を合わせると、約8割となり、全般的には農業への関心の高さがうかがえる【問10】

(補足) 年齢層別(クロス集計)にみると、60歳未満の年齢層は、「大変関心がある」とする回答が相対的に少ない。

【問10】あなたは、人の生存に欠かせない食料を生産する農業について関心がありますか。(最もあてはまると思う項目1つに○をつけてください)

項目	件数	割合
大変関心がある	224	32%
まあまあ関心がある	330	47%
どちらともいえない	110	16%
あまり関心がない	31	4%
全く関心がない	3	0%
計	698	100%

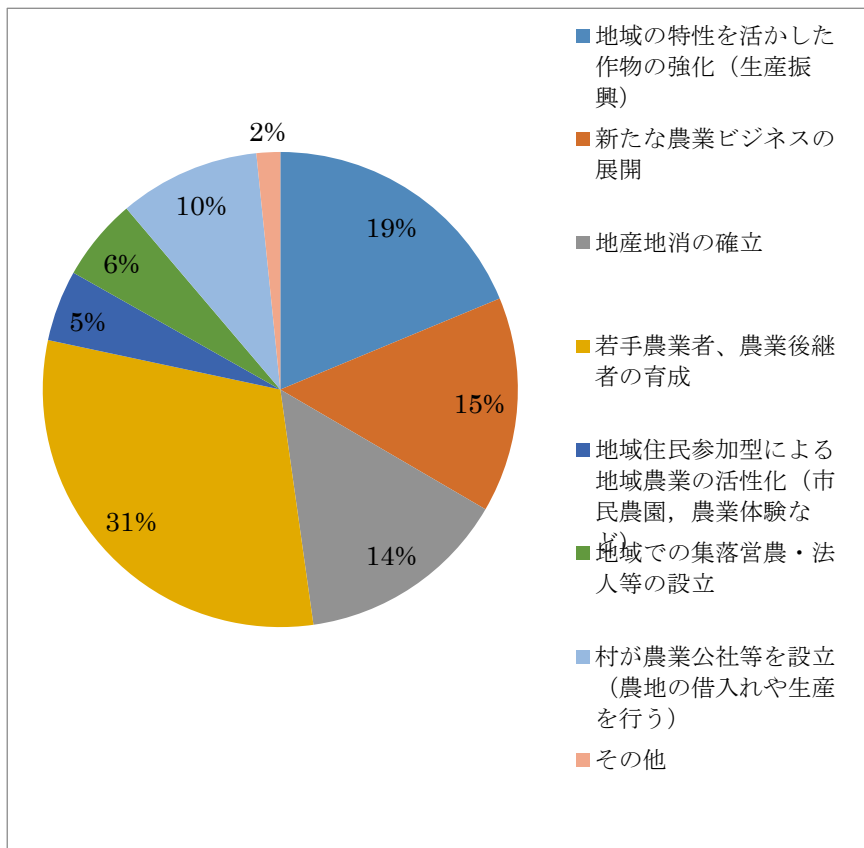


＜地域の農業を存続させるために重要な点＞

・地域の農業を存続させるために重要な点としては、「若手農業者，農業後継者の育成」が最も多く挙げられている【問 11】。

【問 11】 あなたは，地域の農業を存続させるためには何が重要と考えますか。  
（最もあてはまると思う項目 2 つに○をつけてください）

項目	件数	割合
地域の特性を活かした作物の強化 （生産振興）	244	19%
新たな農業ビジネスの展開	191	15%
地産地消の確立	187	14%
若手農業者，農業後継者の育成	398	31%
地域住民参加型による地域農業の 活性化（市民農園，農業体験など）	63	5%
地域での集落営農・法人等の設立	73	6%
村が農業公社等を設立（農地の借 入れや生産を行う）	125	10%
その他	21	2%
計	1302	100%



＜地産地消の確立について＞

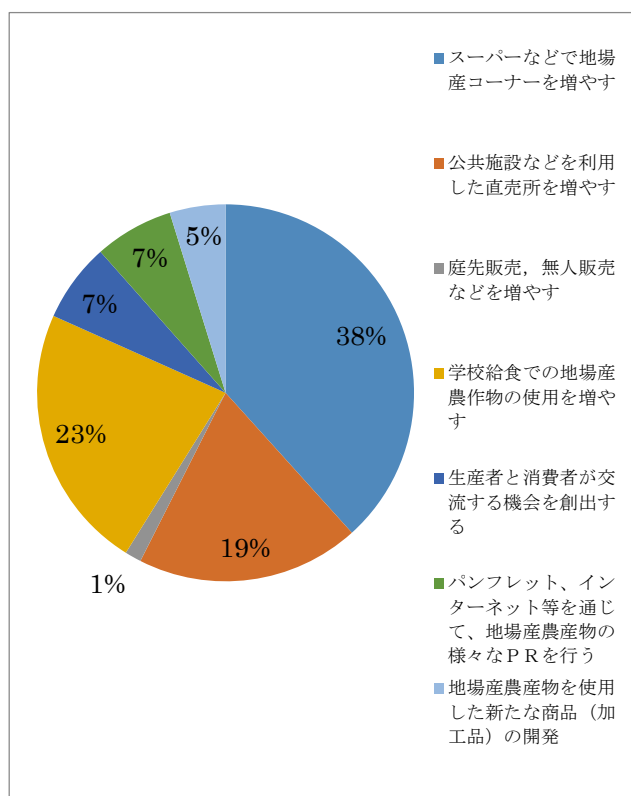
・地産地消の確立については、「スーパーなどで地場産コーナーを増やす」が38%と最も多い。次いで「学校給食での地場産農産物の使用を増やす」（23%）が挙げられている（問12）。

【問12】（問11で3に○をつけた方におたずねします。）

あなたは、地産地消を確立していくうえで何が重要と考えますか。  
（最もあてはまると思う項目2つに○をつけてください）

項目	件数	割合
スーパーなどで地場産コーナーを増やす	136	38%
公共施設などを利用した直売所を増やす	68	19%
庭先販売，無人販売などを増やす	5	1%
学校給食での地場産農産物の使用を増やす	81	23%
生産者と消費者が交流する機会を創出する	24	7%
パンフレット，インターネット等を通じて，地場産農産物の様々なPRを行う	24	7%
地場産農産物を使用した新たな商品（加工品）の開発	17	5%
計	355	100%

（複数回答 回答者数：349名）



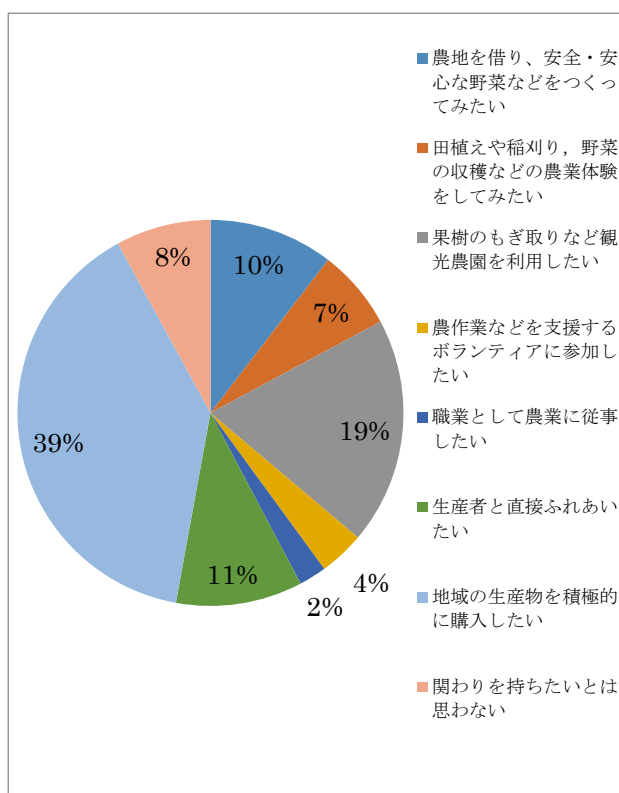
＜東海村の農業にどのような関わりを持ちたいか＞

・東海村の農業にどのように関わりたいか，については、「地域の生産物を積極的に購入したい」が39%と最も多く挙げられている（問13）。このほか、「果樹のもぎ取りなど観光農園を利用したい」，「農地を借り，安全・安心な野菜などをつくってみたい」といった農業へのレクリエーション的な関わりに対するニーズもみられる（問13）。

【問 13】あなたは、東海村の農業にどのような関わりを持ちたいと考えますか。

(最もあてはまると思う項目 2 つに○をつけてください)

項目	件数	割合
農地を借り、安全・安心な野菜などをつくってみたい	118	10%
田植えや稲刈り、野菜の収穫などの農業体験をしてみたい	76	7%
果樹のもぎ取りなど観光農園を利用したい	215	19%
農作業などを支援するボランティアに参加したい	43	4%
職業として農業に従事したい	26	2%
生産者と直接ふれあいたい	120	11%
地域の生産物を積極的に購入したい	443	39%
関わりを持ちたいとは思わない	90	8%
計	1131	100%



(複数回答 回答者数：663 名)

<農家に求めたいこと>

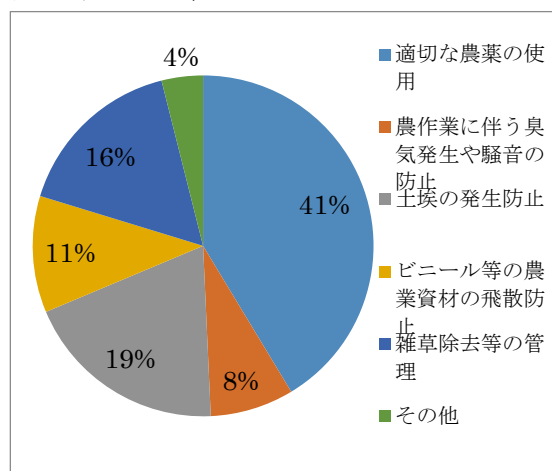
・農家に求めたいこととしては、「適切な農薬の使用」が 41% と最も多い(問 14)。

次いで、「土埃の発生防止」が挙げられている(19%)。(問 14)

【問 14】農作業について、農家に求めたいことは次のうちどれですか。

(最も期待する項目 2 つに○をつけてください)

項目	件数	割合
適切な農薬の使用	516	41%
農作業に伴う臭気発生や騒音の防止	99	8%
土埃の発生防止	242	19%
ビニール等の農業資材の飛散防止	138	11%
雑草除去等の管理	204	16%
その他	49	4%
計	1248	100%



(複数回答 回答者数：673 名)

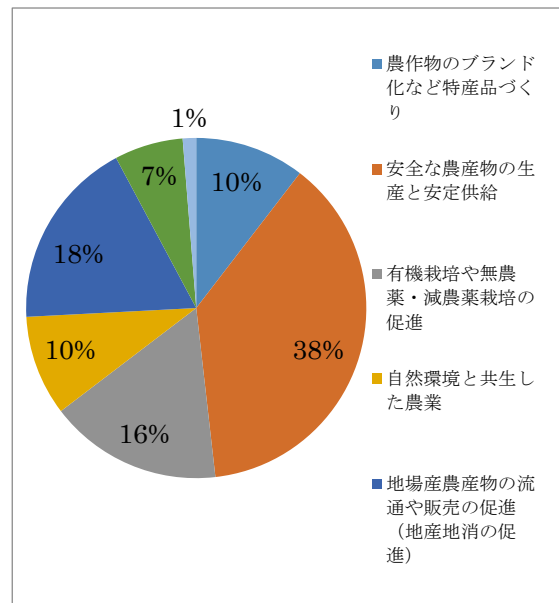
<今後の農業行政で充実してほしいこと>

・今後の農業行政で充実してほしいこととしては、「安全な農産物の生産と安定供給」が38%と最も多く挙げられている（問14）。また、前の設問と同様の傾向として、「有機栽培や減農薬栽培の促進」が16%挙げられている（問15）。

【問15】 今後の農業行政で充実してほしいことは次のうちどれですか。

（最も期待する項目2つに○をつけてください）

項目	件数	割合
農作物のブランド化など特産品づくり	139	10%
安全な農産物の生産と安定供給	503	38%
有機栽培や無農薬・減農薬栽培の促進	219	16%
自然環境と共生した農業	127	10%
地場産農産物の流通や販売の促進（地産地消の促進）	240	18%
子供や大人が農業体験できる機会の充実	87	7%
その他	17	1%
計	1332	100%

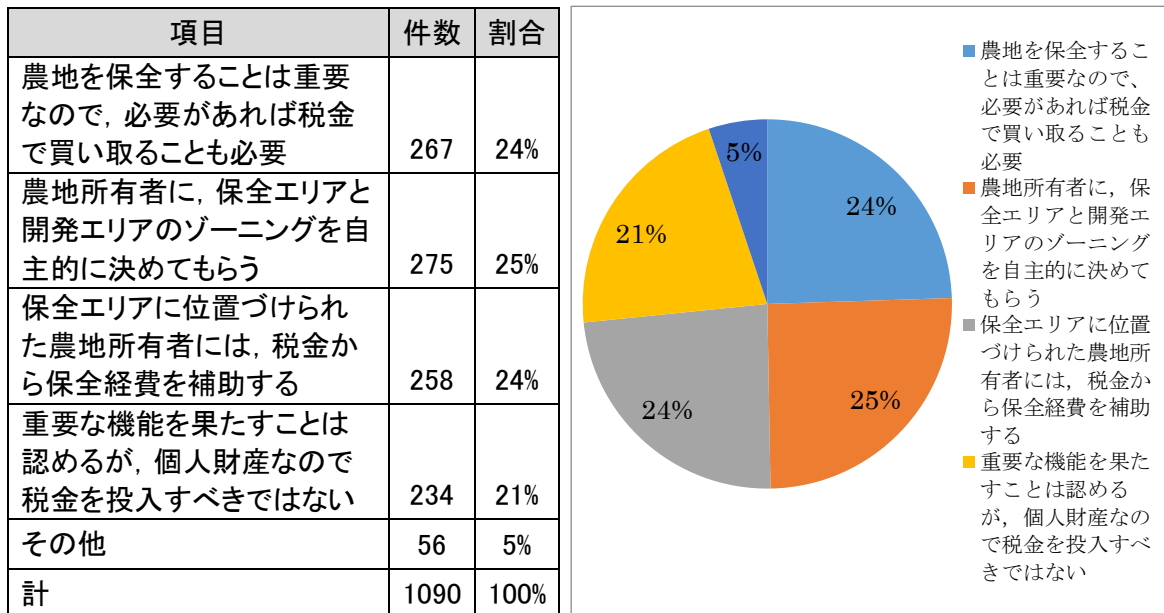


（複数回答 回答者数：689名）

＜農地保全のための取り組みで必要とされる点＞

・農地保全のための取り組みで必要とされる点としては、4つの設問項目の回答が拮抗している（問16）。

【問16】農地は農的景観の保持ばかりではなく、大雨時の調整池的機能（畑への浸透，水田への湛水）や生物多様性の保持にも役立っており，農地を保全することは非農家の方にとってもメリットがあります。村内では農地転用が進行しておりますが，農地保全のための取り組みで，必要と思うことは次のうちどれですか。（あてはまると思う項目2つに○をつけてください）



（複数回答 回答者数：643名）

（3）自由回答から【問17】東海村の農業の現状と課題，今後の推進方法のアイデアなど自由に意見をご記入ください

消費者アンケートの自由回答には，数多くの意見が寄せられている。村が設立する農業公社や法人への期待が多く述べられている。また，JA直売所「にじのなか」への要望，村の特産品づくり・ブランド化，土埃対策などの農業サイドへの環境対策，農業体験への要望など，多様な意見がみられる。



### 3. 消費者アンケートの全般的な傾向

- ・環境保全に適応した農業および農産物が求められている。春先の土埃への対応、耕作放棄対策など。
- ・村が主導する第三セクター、公社、農業法人への期待がみられる。保全すべき農地の買い取りと貸し出しなどが期待されている。
- ・スーパーでの地場産農産物販売への対応が求められている。
  - スーパーにインショップを設置、あるいは東海村産であることを商品ラベルで表示することが考えられる。
- ・直売所「にじのなか」への要望。午後の品揃え、レストラン開設、価格設定など。
- ・ブランドづくり。キャラクターの活用。
- ・朝市など販売イベントへの期待。コミュニティセンターでの農産物販売など。
- ・農業体験の機会への要望。

東海村農業振興計画  
(平成 28 年度～平成 37 年度)

---

平成 27 年 11 月  
発行：東海村  
事務局：東海村 建設農政部 農業政策課  
〒319-1192 東海村東海三丁目 7 番 1 号  
電話 029-282-1711 (代表)